

「(仮称) 佐倉市自治基本条例 (素案)」に寄せられた意見と市の考え方について

(1) 意見募集結果

意見募集期間	平成22年11月 2日から 平成22年11月16日まで
意見募集結果	意見提出者数：29人、1団体 意見数：204件
意見に対する対応	意見を参考に案を修正したもの：12件 原案のとおりとしたもの：192件

(2) 内容別の意見件数

章.節.条	項目	件数(件)	章.節.条	項目	件数(件)
	条例の名称	1	21条	出資団体	4
	前文	22	22条	議会運営	3
1章	総則	1	3章3節	地域自治	1
1条	目的	8	23条	地域自治に関する取組	3
2条	条例の位置付け	7	24条	地域コミュニティ	2
3条	定義	6	25条	市民協働の推進	2
4条	まちづくりの基本理念	3	27条	国際交流の推進等	2
5条	基本原則	3	28条	行政手続	1
2章	基本環境	1	29条	外部監査	2
6条等	市政情報の提供	5	30条	オンブズパーソン	6
7条	個人情報の保護	1	31条	競争入札	1
8条	市民参加の原則	2	32条	市民の責任	6
9条等	市政への市民参加	3	33条等	市長の責務	2
11条	住民投票	4	34条	議員の責務	5
12条	市民参加推進委員会	5	35条	職員の責務	2
13条	地域コミュニティへの市民参加	3	36条	佐倉市自治基本条例 推進会議	1
3章1節	行政運営	1	37条	見直し手続き	2
14条	総合計画	3		附則	2
15条	法務運営	5		その他	61
16条	財政運営	7		()内 は内訳 件数	(11)
17条	政策評価	1		(策定期間)	(16)
18条	行政組織	1		(答申)	(8)
19条	危機管理体制	1		(条例全体)	(6)
20条	人材の確保等	2		(その他)	(20)
意見数					204

(3) 意見の内容と市の考え方

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
1	条例名称	<p>1 条例の名称について 「佐倉市住民自治憲章条例」とすることが分かり易いし、住民にも理解ができるのではないのでしょうか。 住民参加が地方自治及び地域自治の基本であり、総称しての「住民自治」とする。</p>	<p>本条例を制定する目的は、地方自治の両輪とされる市民参加による住民自治の推進と自立した市政運営による団体自治の推進です（第1条参照）が、住民自治のみを名称に入れることは考えておりません。また、すでに佐倉市民憲章が定められていることもあり、憲章という用語を名称に入れることも考えておりません。</p>	無
2	前文	<p>近年は東京圏の経済を支える…重要な役割を担う… 人口増加で賑わう志津地区の新しいまちづくり… 古い住民と新しく越してきた人たちとの交流… 自然だけでない人の活力溢れるまち…</p> <p>※基本条例の前文に文字にしている確かな表現が出来ませんが、古い伝統のまちのニュアンスばかりでなくここ20～30年の人口増加による発展も織り込めないのでしょうか。 日頃市の行政にあまり参加していませんので的外れなことを言っているかもしれませんが。 このようなことを提案するところから関わってみたく思います。</p>	<p>佐倉市では、市の最上位計画となる総合計画の中で、10年後の将来都市像を、「歴史、自然、文化のまち」と位置付け、まちづくりを進めていくこととしています。（第4次総合計画参照）</p> <p>前文冒頭での標記は、佐倉市の現状と、目指すべきまちづくりの方向性を端的に表すものとして上記総合計画から引用したものです。ご指摘のベッドタウンとしての歩みについては、こうした計画書の中で趣旨を含むものとしてご理解くださるようお願い致します。</p>	無
3	前文	<p>どのような地域を目指すかは、現時点の視点だけでは不十分であって社会が、経済が、世界が今後どのように変わるかを捉え、それに対応しなければならぬし、またそれが将来安定を欠くような見込みであったと判断される際には柔軟に対応できる方向性を持っていなければならない。これは言うは易いが極めて難しい問題であって、普遍的と思われる価値観が一旦に崩れる場合もあるので、常に大局的な観点からの大掴みな方向性に留める必要がある。</p>	<p>目指すべき本市の将来像については、現在策定中の第4次佐倉市総合計画において「歴史、自然、文化のまち」と位置付けています。このことから、前文ではこうした歴史・自然・文化といった本市が持つ豊かな地域資源を次世代に引き継ぐことを謳っています。またこれらの要素は、普遍的なものとして、現在市民の行動規範である「佐倉市民憲章」においても謳われており、当前文では「佐倉市民憲章での精神を礎に・・・自立した市民社会を築いていくためにこの条例を制定する」ことを位置付けています。</p>	無
4	前文	<p>・僭越ながら「前文」の私案を提示いたします。 <前文（私案）> 地方分権が進展し、人口減少・少子高齢化が本格的に到来し、また地</p>	<p>貴私案の趣旨は、答申の趣旨を踏まえた本条例の中で、既に生かされているものと考えます。貴重なご意見として承ります。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
4	前文	<p>球資源の枯渇が近づいているなど、社会構造そのものが転換期を迎えた今日、私たち佐倉市民は、恒久平和の実現を目指しかつ基本的人権を尊重しながら、先人が築き上げてきた当地の豊かな地球資源を将来世代が誇りを持って引き継いでいけるようにしなければなりません。</p> <p>また、こうした豊かな地域資源を今後の創造的なまちづくりに活かして心豊かに安心して暮らせるまちづくりと、持続可能な地域発展モデルを構築していく責任もあります。</p> <p>このため、日本国憲法で規定された地方自治の本旨に基づき、市民と市民の信託を受けた市長そして市議会との間に、将来にわたり共有しなければならないまちづくりの基本原則を定める必要があります。</p> <p>佐倉市は、印旛沼が作り出す水辺の風景や北総台地に広がる豊かな緑地、そして佐倉城を中心とする城下町など、自然、歴史そして伝統文化が残るおくゆかしいまちとして魅力を持っています。それゆえ、私たち佐倉市民は、ここに、永く市民の行動規範となってきた佐倉市市民憲章の精神を礎に、佐倉市の自治の原則を明らかにし、もって市民一人ひとりの力が最大限発揮される自立した市民社会を築き上げて佐倉の魅力将来においても放つために、この条例を制定します。</p>		無
5	前文	<p>2 前文について</p> <p>全体として文章が堅く分かりづらいのでは。もっと、市民に分かり易い文章にしてほしい。</p> <p>できれば、市民が自分たちのまちに名誉と誇りを持てるような、前文であってほしい。</p> <p>参考までに、「前文」を作ってみました。</p> <p>前文</p> <p>私たちのまち佐倉市は、古より印旛沼水系の恵みと豊かな緑地が広がる北総台地に生まれ、佐倉城下のまちとして歴史と伝統を培い、魅力あ</p>	<p>貴重なご意見として承ります。</p> <p>なお、後段に見受けられる住民自治の記述ですが、本条例が達成を目的とする「地方自治の本旨」は、これと両輪である団体自治も含むものであります。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
5	前文	<p>るまちづくりに人々が一体となって文化の発展に力を注いできた。</p> <p>今日、私たち佐倉市民は、このことを名誉とし恒久平和の実現と基本的人権の尊重の下、先達から受け継がれてきた有形、無形の豊かな資源を将来の世代に誇りを持って、引き継ぐことが使命である。</p> <p>こうした豊かな資源を創造し、心豊かに安心して暮らせるまちづくりと歩み続けることができる地域社会を造っていくことが私たちの責務である。</p> <p>このため、住民自治の本旨により、住民と住民に信託された首長と議会は、将来に亘るまちづくりの仕組みを定める必要がある。</p> <p>既定の佐倉市民憲章の精神を礎に住民自治の原則を明らかにし、もって住民の民意が反映されるまちを築いていくことを恒久の願いとして、ここに条例を制定する。</p>		無
6	前文	<p>前文について</p> <p>→目的、理念をはっきりと書き込むべきである。市民の参加のもとに作られていないため、行政用語が多く、訴えかけてくるものが何も無い。書き直しすべきである。</p>	<p>前文は、本条例を制定するにあたって、背景や基本的な認識等を明らかにし、条例全般にわたる解釈指針となるものです。(前文【解説】より抜粋)</p> <p>目的、理念については、第1章 総則の中で規定しています。</p>	無
7	前文	<p>●No.3 目的より前文で憲法規定の関連を謳い、記載すること。</p> <p>(1) 佐倉市役所の自治は憲法で護られている旨を「前文」で言及すべきであること。憲法規定は以下の通り。</p> <p>(2) ①前文</p> <p>(i) <u>主権在民</u></p> <p>(ii) 国政（地方自治も）は、国民の厳粛な信託によるもので、その<u>権威は国民に由来するものである</u>こと。</p> <p>②第3章 国民の権利及び義務</p> <p>(iii) 第13条 全て国民は、個人として尊重される。</p> <p>(iv) 第15条</p> <p>(1) <u>公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。</u></p>	<p>ご指摘の事項は、多岐にわたっております。ここでは、本条例の性格を明らかにするために、憲法に定められる規定のうち、地方自治の本旨について特に明記しております。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
7	前文	<p>(2) <u>全て公務員は、全体の奉仕者</u>であって、一部の奉仕者ではない。</p> <p>(v) 第 16 条 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正、その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、何人も、懸かる請願を認めいかなる差別待遇も受けない。</p> <p>(vi) 第 25 条</p> <p>(1) すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。</p> <p>(2) 国は、全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生面の向上及び増進に努めねばならない。</p> <p>(vii) 第 27 条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。</p>		無
8	前文	<p>●No. 4 序文「解説」で言及すべき当面の問題点（再度意見）</p> <p>□また自治条例の素案の序文として、当面の以下地域経営の基盤的問題点に言及すべきである。</p> <p>①人口逡減、定年層拡大、現役縮小、所得減少による財政逼迫問題</p> <p>②高齢化、人口逡減下の地域消費等需要の減少問題、また結果としての雇用の縮小問題、特にその中で「人口動態」＝高齢人口増大に対する現役と幼児、児童の歪な縮小、将来の限界集落化、人口大幅減少で、地域の消滅の可能性を、重要な問題として記述し、喚起せねばならない。</p> <p>③此処 5～6 年位の人口的特性は、多大な団塊の世代の退職、地元定着であり 64, 5 歳からの退役で地域に於ける、その健康な地元貢献は 70 歳迄であるが、その実社会で培った知識、経験は地域にとって貴重であり、彼らの地域活動如何は、地域の隆盛、存在性を決める重大な要素であることを銘記すべきであること。</p> <p>④少ない歳入に対し、大量な高齢化で、市民間相互扶助型の Community づくりの重要性を認識すべきであるしこれら相互扶助を市民の責任責務で強制は出来ず、地域貢献としての自主的な Volunteer 活動が求められ</p>	<p>ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
8	前文	ること。 ⑤それには市民参加が必要で、2 元代表制での市民参加の実現を、当面の現実の重要な課題として意識しその制度化を図る必要があること。		無
9	前文	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 前文・このため、地方自治の本旨に基づき、の後に「佐倉市の主権者である」を入れる ・永く～精神を礎に を削り、「自らのまちは自らが治めるという市民自治の精神を基に」を入れる ・ 自立した市民社会 →自立した自治体	本条例第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 号、第 8 条の中で市民がまちづくりの主体として積極的に関わることを位置づけており「佐倉市の主権者…」という趣旨はこうした条文の中で生かされていると考えております。 本条例では、市民がまちづくりの主体であることを位置づけ、市政に市民意見を反映させ、市民によるまちづくり活動を支援するための取り組みを進めていきたいと考えています。 同様に「自らのまちは自らが治めるという・・・」については、下から 4 行目の「・・・まちづくりの仕組みを自ら定め・・・」あるいは第 1 条、第 2 条における「自治によるまちづくり・・・」という用語の中で生かされていると考えております。 「自立した市民社会」を「自立した自治体」としても、ここで述べたい趣旨は変わらないと考えます。	無
10	前文	●No.9 【前文】佐倉市の特徴 □「歴史 緑 文化」と言う佐倉市の特徴付けは何も実態がなく不毛である。常に歴史を継承し現在に生かさねば唱える資格がない。緑、文化も同様であり虚偽である。 現在の佐倉市の特色は、都市として Community として以下の要件を備えていることが他市と異なる特色があるのでは無かろうか。当自治基本条例の制定と共に住民参加で以下の都市づくりが必要と思っている。(以下都市要件を上げておく。) ①自治条例に基づく住民参加の民主運営 ②住民参加の具体的推進 ③こども憲章とこども議会、こどもの健全育成 ④住民投票制度 住民直接自治参加制度 ⑤住民満足、幸福度の自治体運営評	No.2、No.3 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
10	前文	価値指数化 ⑥都市再生—住民高齢化、少子化、過疎化、限界集落の都市計画的歯止め。 ⑦自治体内分権化 学校区毎の分権化 近隣自治制度 ⑧徹底した情報公開 ⑨Community money の導入→住民間相互有償扶助型社会の構築 ⑩オランダ型 Work share→男女差別雇用差別禁止条例 ⑪スウェーデン型 Ombudsman 制度乃至は 司法監査長官制度の導入 ⑫歯車型の現行教育のお仕着せ型画一、暗記教育から個性と体験、思考型教育への公教育への変貌 (i) 暗記、詰め込み型ではない思考力を養い (ii) 画一お仕着せ教育でない個性を認める (iii) 大脳生理学思考の野外体験教育の重視 ⑬住民が支える地域の子育て ⑭西部自然公園と印旛沼を核とする地域の有機、循環型環境政化の推進 ⑮地域自治区構想		無
11	前文	1、前文について ここでは、市民が自治体の主権者である事を高らかに宣言する必要がある。この市民が主権者である事の、具現化したものが、各条文に織り込まれるべきで、この支柱が明確になっていないため、この条例が骨抜き・さん然と輝く佐倉市の憲法を称することが出来ず、第2条で、グタグタ記述することになる。 前文に以下の文言を加える。 「市民が佐倉市の主権者であり、自分たちのことは、自分たちで決める、即ち、住民自治の原則、に従って、市民が自分たちの意思に即して、佐倉市の運営をするために必要な基本的ルールを定めた条例である。」	No.9 をご参照ください。	無
12	前文	・第2段落で「恒久平和の実現と基本的人権の尊重の下」とありますが、わかりにくいです。「恒久平和の実現を目指しかつ基本的人権を尊重しな	まちづくりの基本理念として最大限尊重されることを明らかにするために、「～しながら」よりも「～の下」の記述が妥当であると考えます。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
12	前文	がら」と体言で止めるのではなく用言でまとめたほうが良いと思います。		無
13	前文	・同じく第2段落で「私たち佐倉市民は、(中略)先人から受け継がれてきた当地の豊かな地域資源を将来世代に誇りを持って引き継がなければなりません」という文は主語・述語の関係がおかしいです。「私たち佐倉市民は、(中略)先人が築き上げてきた当地の豊かな地域資源を将来世代が誇りを持って引き継いでいけるようにしなければなりません」ならば文の趣旨は伝わります。	この記述の趣旨は、私たちが先人から引き継がれてきた地域資源を将来世代に引き継ごうとする意図を端的に記述したものです。	無
14	前文	<p>前文 「少子高齢化社会の本格的な到来」などという市民に恐怖感を抱かせる文言を軽く使うべきではありません。「少子化」は解決すべき問題であり、この解決により「高齢化」は問題とはならないのです。長寿化現象そのものは人間にとっていいものでもあります。</p> <p>「先人から受けつがれてきた当地の豊かな地域資源を～誇りをもって引き継がなければなりません」 ⇒ 時代錯誤の文章である。今の時代に合っていません。過去のものを引き継がなければならない義務は市民にはない。過去の政策の失敗による損失、借金の返済義務は市民にはない。過去のものを引き継ぐ必要はない。</p> <p>「持続可能な地域モデルを構築していく責任もあります」 ⇒ このような責任もない。</p> <p>恐怖感を煽り、市民に過去の負担を強いるような文章は前文には相応しくない。そのような自治基本条例ならつukらないほうがましである。むしろ未来に向けて、これからの佐倉をどのように創っていくか、変えていくかのビジョンを記載すべきである。</p>	<p>ここでは、自治体をめぐる環境が大きく変化する中で、地方分権の推進に伴い市が担うべき役割について明記しています。</p> <p>ご指摘の内容はご意見として承ります。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
15	前文	持続可能な地域モデルの構築」とありますが、「モデル」は削除したほうがいいと思います。「持続可能な地域の構築」そのものにしていくほうがいいと思います。	本条例第4条第3項（まちづくりの基本理念）の表記との整合等を含め、ご意見を踏まえ、「持続可能な地域を構築していく」に修正致します。	有
16	前文	・第3段落で「着実に歩み続けていくことのできる持続可能な地域モデルを構築していく」とあります。「着実に歩み続けていくことのできる」を削除し、「持続可能な地域発展モデルを構築していく」という文言ならばスマートな感じがします。	「持続可能な地域を構築していく」という表記（「モデル」を削除）に修正致します。これは、本条例第4条第3項（まちづくりの基本理念）の条文と整合を図るものです。（No. 15をご参照ください。）	有
17	前文	3. 前文に「地域モデルを構築していく責任もあります。」とありますが、「モデル」の意味が分かりません。もし「規範や手本」の意味で使用されているとするならば、誰や何処に対しての手本となる責任が生じるのでしょうか？ご説明をお願いします。	ご意見の趣旨及び本条例第4条第3項の表記との整合性を含め、「モデル」の用語については削除致します。（No. 15をご参照ください。）	有
18	前文	1. 前文について ① 「また、心豊かに安心して暮らせるまちづくりと・・・」とあるが「福祉の増進」という福祉について書き込むべきではないか。 （「基本的人権の尊重」とあり、これには社会権として福祉が含まれるということかもしれないが、高齢化社会の到来を考慮すると最大の課題である。また、第22条3項でも市民福祉に触れている。）	ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
19	前文	③「地域資源」という表現は余りにも抽象的でわかり難い。	ここでいう「地域資源」とは前文の解説でご説明している幅広い内容を含むものであり、抽象的な記述としておりますのでご理解ください。	無
20	前文	共有すべきまちづくりと文語体の表現は見直し、平易な表現に改めてください	用語の使い分けについては、前後の文節のつながりや発信者の意図が明らかになるよう配慮が必要であると考えています。ご指摘の「共有すべきまちづくり」という用語については、市民等の各主体間で共有することが当然求められるという意図が伝わるように表記したものです。なお、市としては、これが難解な表記であるとは考えていません。	無
21	前文	・第4段落の「まちづくりの仕組み」と出てきますが、「まちづくりの基本原則」あるいは「まちづくりの上で	本条例第5条や第3章で「基本」の用語を用いているため、前文において「基本」の用語を用いるとこれ	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
21	前文	基本となる仕組み」など「基本」という言葉を使うべきだと思います。	らと混同してしまう可能性があります。ここでは、これら全てを含め、広くまちづくりの基本的事項を定めるものとして「仕組み」の用語を用いていますのでご理解ください。なお、本条例第3条第5号で「まちづくり」の定義を定めていますので、そちらもご参照ください。	無
22	前文	②「将来にわたり共有すべきまちづくりの仕組みを・・・」とあるが、「まちづくり」の定義に照らすと「将来にわたり共有すべきまちづくりのための仕組みを・・・」とすべきではないか。(つまり、まちをつくる <u>取り組みのための仕組み</u> となるのではないか。)	ここでは、「まちづくり」自体の仕組みを定めることについて規定しています。ご指摘の内容ですと、「まちづくり」が仕組みを定める目標として読み取れるものになると考えます。	無
23	前文	・最終段落の「佐倉市市民憲章での」は「佐倉市民憲章の」で十分だと思います。	ご意見の通り修正致します。	有
24	1章	(1) 第一章では、市民を住民自治の推進や街づくり、市民福祉の増進の主体と位置づけ、市は支援者的に扱い、行政の責任を回避している。	本条例においては、市民や行政、議会の三者がそれぞれの役割を果たしながら豊かなまちづくりを進めていくという目的を達成することを明らかにするものです。よって行政の責任を回避しているわけではありません。	無
25	1条	この条文の主眼は、憲法が規定する「地方自治の本旨」のもととした政策を、行政と議会が考えるべきもの。市民はその決定事項の推進のために協力・参加することを目的とすべきと立論すべきであって、表現的に明確性が無い。	本条例の目的は、地方自治の本旨である団体自治と住民自治の両面での推進によって、住民福祉を増進することとしています。この場合の前提は、もちろん二元代表制に基づく自治運営であることは言うまでもありません。	無
26	1条	(2) 根本問題2 佐倉市という行政区域で行う行政統治行為に従事する者と、行政統治行為を審議・決定する者を信託する主権者、ならびに、信託を受けた主権者（議員と市長）が行政統治行為に従事する者（市長と佐倉市職員）との協議をどのように行なうのか、という場面と、行政統治行為に従事する者（公務員）はどのように活動しなければならないのか、ならびに、主権者はどのような権利行為を有し住民の意思と責任に基づいてどのように行政統治行為を行い得るのか、自治行為を決定する最高の機関は市	本条例においては、豊かなまちづくりを進めていくという条例の目的を達成するために、市民や行政、議会の三者について、それぞれの役割を明らかにしています。経費削減については、このうちの行政自身が目的達成のための前提として必要不可欠な要素を規定したものです。 市民参加は、住民の意思が自治運営に反映されていくための住民自治の充実に不可欠なものとして位置付けています。 従いまして、行政運営における自助努力としての経費削減と住民自治の過程における市民参加については	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
26	1条	<p>議会とする、というような自治行為を基本とする法構造に構築されていない。</p> <p>この条文を精査して読んでいくと、この起草者は、「徹底的な経費削減と行政改革（行政業務と行政単価の削減と民間委託と思われます）を行い、組織再編成を行なうので、落ちこぼれていく行政業務は住民の参加責任と費用負担責任により補う責務を負う、そのための住民自治である」「この目的を成し遂げるために、市民参加推進委員会と佐倉市自治基本条例推進会議を設置し、住民を組織する」「行政統治行為の一部で直接民主主義を行う」と、全体の条文を構成していると判断できます。</p> <p>すなわち、市長や議員ならびに公務員の責任と任務は、このような条例を制定しなくとも十分果たせるのであるから、今回の自治基本条例素案の骨格は、佐倉市の公務員、市長、議員、主権者が、如何に日本国憲法を實踐し、福祉社会を作り上げる努力をするのか、という自治の基本ではなく、住民自治の目的が、徹底した経費削減により生ずる社会的な諸問題に対して、住民の責任による参加と経済負担により解決していく事に置かれている、という事になる。</p>	本条例の中では直接的に関係性を持たせるものではありません。	無
27	1条	<p>4. 第1条に「もって自立的な市政運営の実現等の団体自治と相まって、」とありますが難しく意味が理解できません。もっと分かり易い表現に出来ないのでしょうか。</p>	<p>住民の意思に基づく自治運営（住民自治）と、地方政府である市町村等の団体としての自治運営（団体自治）が地方自治の両輪と言われています。</p> <p>地方分権社会にあっては、住民の意思に基づいた市政運営（住民自治）において、国とは別の地方政府である市町村が自立した経営により、これを実現していくことが求められていることから、これを「もって自立的な市政運営の実現等の団体自治と相まって」という表記で規定しました。</p> <p>なお、ご指摘により、住民自治と団体自治の達成が目的とするべき市民福祉の増進について明記致します。</p>	有

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
28	1条	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 目的・自治によるまちづくり →市民主体のまちづくり ・まちづくりの主体～責任及び責務 →市民の権利と責任、市及び市長と議会の役割と責務	ここでは、自治によるまちづくりを推進するために、地方自治の本旨である住民自治と団体自治の両面において推進することを確認的に述べ、これを目的としています。したがって住民自治の部分のみを主語とするのは適切ではないと考えます。 「まちづくりの主体…」→「市民の権利…」についてのご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
29	1条	まちづくりの主体は市民だけでなく、市長、職員、議員も主体である。市民は政治的主体、市長、職員、議員は制度的主体であることを明確にし、それらの関係を示すべきである。誰がどのような目的で何をするのかこの条例では全くわからない。	No.25、No.26をご参照ください。 なお、それぞれの役割に関する規定については、本条例第32条～第35条で規定しています。	無
30	1条	2. 第1条について ○「まちづくりの主体となるものの責任及び責務等を明らかにし、」とあるが、 A. 「・・・なる <u>もの</u> 」の「もの」は「 <u>者</u> 」(しゃ)ではないか。 B. 第4条には「市民が主体であることを基本」とあり、これによると市民は <u>責任と責務等</u> があることになるが、第32条では「市民の責任」のみを規定し、責務については明記していない。他方第33条(市長の <u>責務</u>)、34条(議員の <u>責務</u>)を規定している。市民に責務等があるとなればそれがわかるように明記すべきではないか。 C. 第5条には市民が「市民福祉の増進に努める」とあるが、これは「責務」か「責任」の何れか明確でない。また「市民福祉」という言葉は曖昧である。	A. 団体も含むものとしての慣例的な法令用語ですので、ご理解ください。 B. 「責任」と「責務」については、一般的にはほぼ同意語として扱われていますが、市民懇談会や市民会議の中で、負託に基づく「権限」がない『市民』にも行政や議会と同様の「責務」があるのか、といった懸念の声が強かったことから「責任」という表記にしました。 C. 「市民福祉」の用語は、地方自治法第2条第14項に規定する「住民の福祉」を意味するところですので、ご理解ください。	無
31	1条	第1章 総則の(目的)第1条について →目的にきちんと「市民の権利」「子どもの権利」を盛り込むべきである。答申にも市民の権利について「市民自治の原則」「市民は、自治体の主権者として、市民自治の権利を有している」とある。 →最高規範となるべき条例であるに	本条例の目的は、住民自治と団体自治の推進による住民福祉の増進であり、住民自身の権利を目的とするものではありません。 子どもの市政参加については、本条例第9条第1項にその趣旨が記述されています。 また、市民の権利については、No.9をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
31	1条	もかかわらず、「基本的理念」とすべきところが「基本的事項」という矮小化した表現を行っている。	なお、「基本的事項」に対するご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
32	1条	<p>●No.2 第1章総則 街づくりの主体となるものの責任、責務等</p> <p>□基本条例素案に、<u>先ず「市民の責任、責務等を明らかにすべき」とあるが、これは憲法知らずの無知をさらけ出したとんでも無い暴言であり、即刻訂正と市民に詫げるべきである。下記 No.3 を見て勉強されたい。市民は既に納税と云う形で、責任責務を果たしている。</u>答申案の第10章規定で充分である。</p> <p>(1) 憲法前文で規定された「主権在民」により、首長・自治体職員・議会は、市運営、業務執行を負託されており、その受託者が先ず冒頭に懸かる規定をするのは暴挙である。即刻市民に謝罪すべきである。</p> <p>憲法上、国政と異なり、地方自治に於いて、首長や議員個人をクビに出来る「リコール権」を有しているのは、国民＝市民であり国政参加権とは異なることを忘れては困る。此の常識「イロハのイ」を知らないことは、公務員としての基礎理解力を疑わざるを得ない。</p> <p>(2) 示唆的な「夕張」例を見る、此の場合は愚かな元夕張市長が自治体身の丈以上に箱ものを過大に造り（議会の No-check で追認で）その結果が財政破綻で、最大の犠牲者は土地を離れられない老人達を中心とした、市民一人りとりが「棄民」となった市民であることを忘れてはならない。</p>	市民の責任については、本条例第32条で規定しているとおりです。本条例第1条においては、市民や市の責任及び責務を明らかにすることによって、住民自治と団体自治の推進をもって、住民福祉を増進することを目的としております。	無
33	2条	<p>第1 目的の「条例の位置付け」について</p> <p>市は他の条令、規則その他の規定の制定または改廃に当たって、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図ら・・・と書かれているが、<u>この自治基本条例が佐倉市の他の条例も縛りかねない。それほどの権限をこの基本条例が持つには現在の内容では問題がある。</u></p>	法形式上、条例間に優劣はありませんが、自治基本条例は、自治の基本原則等他の個別条例の解釈指針となる特性を持つものであることから、他の条例は自治基本条例を尊重するという関係となります。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
34	2条	第2条 条例の位置づけ意見：流動的な政治・経済に於いて、現時点の判断のみを以ていかなる変化が起こるかは予測できるものではない。ここで最上位と規定しながら、これを超える上位規定の必要性が生じた場合、本条の言う整合性は採れなくなる。その独断が自殺行為になることもありうるという謙虚さが無ければ、佐倉市は将来時流には乗れず、必ず躓くという用心をしておかなければならない。	法形式上、条例間に優劣はないものの自治基本条例は、まちづくりの基本理念や原則等を定めることから、他の条例の解釈指針として尊重され得るものと位置付けています。現時点においてこれを超える概念規定の想定は、し難いところですが、もしそのような条例の必要性が将来生じた場合は、本条例第37条の規定に従い、適切に条文等の見直しを進めてまいります。	無
35	2条	2「第2条 条文の位置づけ」(2頁)「最高規範」という言葉を盛り込むべきです。国や県の不必要な介入を防ぐ拠り所となります。また、「議会基本条例(素案)」を議会は「最高規範」(前文ならびに第26条)と位置付けていますが、これは筋違いです。市内において議会が遵守しなければならない法規の中で頂点に位置づけられるのは「議会基本条例」ではなくて「自治基本条例」です。市内における最高の法規であることを宣言するためにも「最高規範」という言葉は必要です。	自治基本条例が他の条例に優越するものと法的に位置付けるのは難しいと解釈されています。ここでは、解釈や運用の中で最上位に位置付けられるものという表現を用いています。	無
36	2条	①自治基本条例は市の最高規範、まちの憲法とのことでしたが、条例分の中に明確に記載されていない⇒当初に市が掲げた言葉だが、何かトークダウンした感じを受けます。キッチリと記載すべきと思います。	No.35 をご参照ください。	無
37	2条	4 文言について 「最大限尊重」という表現が出てくるが、「尊重」だけでよいのではと思います。	最大限という表記は、本条例の持つ重要性を強調するものとして、表記しました。	無
38	2条	(条例の位置づけ) 第2条について →最高規範性をはっきりと謳うべきである。	No.35 をご参照ください。	無
39	2条	2.(条例の位置づけ) 第2条 あえて、最高規範という文言を外して文章形式で表現されていますが、内容としては実質的に変わっていません。一般条例や規則の最上位に位置づけるには、市民が認めるための最低限の必須条件を備えていなければなりません。単なる一般条例と同格でないことを確認できる要件はど	No.34 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
39	2条	の条文に謳われていますか？		無
40	3条	第3条定義意見:憲法の規定する「市民」とは、最高裁の判例で繰り返されているとおり参政権に関しては「国民たる市民」を指している。一般用語の市民を解説部分で引用しているのは、誤解を招くと思う。	本条例における「市民」の定義については、当該地域の自治を担うものとして幅広く捉えています。ただし、参政権の有無を含め、個別具体的な施策を実施する際の対象とする市民の範囲は、その施策の目的に応じて定められるものとして解釈するよう位置付けました。	無
41	3条	(3) 自治基本条例と表題されているが、第1条に「この条例は、自治によるまちづくりの基本を定める」と規定している。従ってこの条例は自治基本条例ではなく、第16条に規定している様に「徹底した経費削減と行政改革を行う、まちづくり条例に参加する責務を主権者に求める」ものである。なぜ、「自治」を「まちづくり」と別な目的に変えているのだろうか。それは、前記に示した、根本問題1と根本問題2を不明確にし、主権者に大きな影響を与えていく問題を、あまり意識させないためではないだろうか。従って、この素案は「自治」ではなく「徹底した経費削減と行政改革を実行する総合計画の実現をめざす佐倉市まちづくり基本条例」と表記することが正しいのではないか。従って、今回提案されている素案は、日本国憲法に示されている目的を、佐倉市の行政が行おうとするときに発生している「自治」の問題点を明らかにし、それを解決して行こうとするときに改善しなければならない課題を、どのように法的手段(条文)を用いて改善しようとするのか、という「基本自治」を明らかにしていない。	No.26をご参照ください。	無
42	3条	(4) 主権者に意味の通じない用語を用いている。 市民参加推進委員会と佐倉市自治基本条例推進会議が主権者参加を求めている場面としては、条文に地域コミュニティと書かれている。この単語の意味をどのように理解したら良いのだろうか。また、理解できる主権者はどの程度存在すると判断したのだろうか。地域 community を地	地域コミュニティについては、本条例第3条第4号で定義しています。 また、オンブズパーソンの役割については、本条例第30条で規定しており、その詳細については別に条例で定めるものとしていますのでご理解ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
42	3条	域共同体と理解すれば、地域共同体の定義をしなければならない。しかし、この定義は条文にない。また、オンブズパーソンも同様である。辞書で調べるとその意味は、「仲介者」「仲裁者」の意味。いずれの党派にも加担しないで、冷静な判定者の役割を果たす人や委員会のことをいう。ombudsperson≪スウェーデン語の ombudsman の man を女性に対する差別と捉え、person に置き換えたアメリカ英語≫オンブズパーソンの表記ではなく、佐倉市民相談担当者などの表記にして、その定義をしなければならない。		無
43	3条	⑧第3条(1)は市民 市内に・・・⇒市民とは・・・にした方が良いのでは。(2)～(4)何れもとはが入った方が良いかと思うが如何ですか。	「次の各号に掲げる～定めるところによる」は、慣例的な法令用語ですので、ご理解ください。	無
44	3条	(定義)第3条 について (1)市民の定義について →解説には「市が行う個別具体的な施策において対象とされる「市民」の範囲は、その施策の目的や達成すべき目標に応じて定められることになる」とあるが、対象を故意に狭める必要はないと考える。 (2)市の定義について →議会はチェック機関なので、市には入れない。	(1) No.40 をご参照ください。 (2) ここでは、技術的に執行機関にあわせて「議会」を『市』と定義させていただきます。	無
45	3条	2、第3条(3) 主権者としての、意思表示をする。 以下追加 「市民が主権者として、市政にたいして・・・」	No.9 をご参照ください。	無
46	4条	第2「まちづくりの基本理念」について 市民が主体であることを基本にする・・・とありますが、「 <u>市民が主権であることを基本とし、その市民主権のまちづくりの為に活動場所や資金など活動しやすい環境整備に努める・・・</u> 」と言うことが条例に書かれていない。	本条例第24条第2項で、「市は・・・地域コミュニティにおける活動に対して、必要な支援を行うことができる」として、必要に応じて市民の住民福祉の増進に資する種々の活動に対する場所の提供や資金援助について推進していくことを規定しています。	無
47	4条	2 第4条第2項について 「基本的人権の尊重と、恒久的な平和の実現」は、「恒久的な平和の実	前文との整合のため、ご意見の通り修正致します。	有

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
47	4条	現と、基本的人権の尊重」に順序を変更してください。前文の表現順序と整合させるためです。		有
48	4条	(まちづくりの基本理念) 第4条について →本条例素案のような、まちづくりを市民へ責任を負わせる「ねばならない」表現は相応しくない。むしろ前文に盛り込むべき内容である。	ここでは、豊かなまちづくりを進めていくというまちづくりの目的を達成するために、行政とあわせて市民の役割を定めています。なお、前文への盛り込みは、前後の文節のつながりや発信者の意図が明らかになるような配慮が必要であることから、難しいものと考えます。	無
49	5条	以下に市民主権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 基本原則の1)・市民は、～主体として →市はまちづくりの主体は市民であるとの認識の基に	本条例第5条第1号は、市ではなく市民の行動原則を規定するものです。	無
50	5条	(基本原則) 第5条について (1) 市民は自らがまちづくりの主体として、地域における自治の充実と市民福祉の増進に努めるものとする。 解説 市民一人ひとりがみずからのこととして責任を持ち、主体的に市政に参加する「市民自治の原則」です。 →とあるが、そもそも基本原則は市のあるべき姿を表現すべきである。 答申「自治の原則」にあるとおり「市長及び議会は、市民の負託者として与えられている責務を果たすとともに、市民参加と自治内分権に立脚しながら、市民主体の市政運営を行わなければならない」がふさわしい。	基本原則は、基本理念に基づく行動原則を規定するものです。したがって、素案のとおりと致しました。	無
51	5条	3. (基本原則) 第5条 (1) 市民は、自らまち～ ⇒ (1) 市民及び市は、まち～ に修正する。	ここでは、住民自治の原則を掲げておりますので、主語は「市民」とすることが適切であると考えております。	無
52	2章	第2章 基本環境 第1節 情報の提供及び個人情報の保護 →「情報の提供」ではなく「情報の共有」である。基本的な考え方に情報共有が抜け落ちている。	本条例第6条では情報公開条例に基づく情報の公開と、これによらない市の情報提供について定めております。必要な情報は、共有を図ってまいりたいと考えております。	無
53	6条	(2) 第二章。情報公開を扱っているが、市民が知りたい情報が公開される規定とはなっていない。	情報公開条例に基づく情報公開のほか、積極的に情報を公開することは、本条例第6条で規定しておりますのでご理解ください。 市としては、市民の皆様への情報発信について引き続き取り組んでま	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
53	6条		います。	無
54	6条	(5) 市民の情報への権利として「市民は公共的な課題に関する確かな情報の作成・公開を市及び議会に提案することができる」を加えること。	No.53 をご参照ください。	無
55	6条	<p>(市政情報の提供) 第6条について</p> <p>(1) 市は、市政について市民に説明する責任を果たすよう努めなければならない。</p> <p>→ 非常に後退した表現である。</p> <p>→「情報の共有」「情報の提供」を個々に定めることが望ましい。(参考例 三郷市 29条、30条)</p> <p>(情報の共有)</p> <p>(1) 議会および執行機関は、参加と協働のまちづくりを推進するため、市政に関する情報が市民等との共有財産であることを認識し、適切な情報の提供および情報公開を推進するものとする。</p> <p>(2) 市民等、議会および執行機関は、まちづくりに関する情報をお互いに共有するよう努めるものとする。</p> <p>(情報の提供)</p> <p>(1) 議会および執行機関は、広聴および広報の充実を図ることにより、市長等が必要とする情報を把握するとともに、当該情報を積極的かつ効果的に提供するよう努めるものとする。</p> <p>(2) 議会および執行機関は、情報の提供に当たっては、広報、ホームページ等を積極的に活用し、市政情報を分かりやすく、かつ、入手しやすい複数の方法で市民等に提供するものとする。</p>	No.53 をご参照ください。	無
56	6条	<p>3、第6条</p> <p>・市民主権の基、市の保管する情報は市民の帰属することを明確にすべき、その帰属宣言を行うことで、個人所得等一部の個人情報を除いて、面倒な手続き、また条例を定めることなく、略全ての市保管の情報が市民に開示される。</p> <p>・基本的に、市の情報は国家レベルの情報のように国防、外交等に相当する情報は無いわけで、まして、他市に情報が漏れたから、佐倉市の存</p>	<p>本条例第6条第3項で規定している通り、佐倉市情報公開条例に基づく適切な情報公開を進めてまいります。</p> <p>公務の適正な執行については、地方公務員法において、厳に定められているものと考えています。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
56	6条	<p>続に係わるような情報は皆無と言ってよい。</p> <p>・情報は公正、公明、事実でなければならない、特に論拠とする情報が恣意的に行われる事は、きつく戒めなくてはならない。何故なら結論が歪められる恐れがあるため。故意に歪められた情報を提供・公開した場合は別途罰則規定を定める。</p>		無
57	6条ほか	<p>⑨第6条 責任を果たす・・・を⇒責任を十分に果たす・・・(気持ちを強く現わす) 努めなければならない⇒努める。 なければならないの文言が他の条文にも見られます(第7条・第14条・第15条・第16条・第26条・第21条・第22条・第28条・第30条・第31条・第34条他) ⇒何れも旧来の役所言葉です、この条例を不退転の覚悟で実行に繋げるとの強い意志が有るなら、・・・する又は・・・ると記載すべき。他にも・・・するものとする⇒積極性に欠ける言葉です・・・すると表現した方がスッキリします。</p>	<p>慣例的な法令用語としてご理解ください。</p> <p>ご指摘の事項については、運用の中で適正に対処していきたいと考えていますので、ご理解ください。</p>	無
58	7条	<p>4、第7条</p> <p>・ 個人情報を盾に、各種審査会、懇談会等市の委員の情報が明らかにされていないが、これらの委員は、市の重要な施策に関係する委員であり、その行動発言に責任を持つ為にも、議員同様、氏名や市との係わり合いを公表すべきである。</p> <p>・ 公表することを前提に、委員を要請する、或いは公募する。</p>	<p>各種委員の個人情報を開示するかどうかについては、佐倉市個人情報保護条例に基づき、ご本人の要望を確認した上で、進めてまいります。</p>	無
59	8条	<p>以下に市民主権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する</p> <p>市民参加・市民参加を行うことができる→まちづくりに参加する権利を有する。</p>	<p>ここでは、まちづくりへの市民参加について規定したものであり、市民参加を行うか否かは、それぞれの市民自身の判断となりますので、「～できる」という表記にしております。</p>	無
60	8条	<p>(市民参加の原則) 第8条について</p> <p>(1) 市民はまちづくりの主体として、市民参加を行うことができる。</p> <p>→答申どおり「市政への市民参加の権利」にあるとおり「全ての市民は、自治体の主権者として市政に参加する権利を有する」とすべきである。</p> <p>→また、(参加する権利の保障) も取り入れるべきである(例 三郷市)</p>	<p>「権利」という用語については、具体的、個別に特定の義務を特定の者に請求できる法的利益をいいますので、当然それに対応した具体的・個別の義務も確定されていなければなりません。「まちづくり」という広範な内容については、本条例の中で「権利」という表現は不相当であると考えます。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
61	9条	1. 基本条例案第9条（市政への市民参加）の第1項「国籍」・・・にかかわらずとありますが、市民は住民投票にも参加できることになっており、国籍は日本国籍に限るべきと思います。特定の意志を持った他国籍の住民による意図的な運動等で、市政をかき乱されることがあってはならないことです。	ご指摘の住民投票の投票資格者については、事案ごとにその都度条例を制定して定めることとしています。従って国籍についても、当該事案の住民投票に際して、その都度投票資格者として可否を検討することになります。ここでいう「市民」の定義については、【解説】中の7行目、但し書きで「・・・なお、市が行う個別具体的な施策において対象とされる「市民」の範囲は、その施策の目的や達成すべき目標に応じて定められることとなります。」として、個別案件ごとに別に定め解釈するものとしています。	無
62	9条	（市政への市民参加）第9条について （1）市民は、国籍、性別、年齢、その他社会的又は経済的環境にかかわらず、市政に参加することができる。 →「市政に参加する権利を有する」とすべきである。 大和市、ニセコ町の条例にあるとおり子どもの市政への参加もきちんと謳うべきである。 「（子どもの意見表明の機会の保障）市は、子どもが自己に関係のある事柄について、意見を表明できる機会を積極的に設けるよう努めなければならない」（大和市 12条）（ニセコ町 11条） （2）市民は市政へ参加できないことを理由として不利益を受けない。 →「参加しない」とすべきである。	（1）ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。なお、子どもの市政参加については、本条例第9条第1項にその趣旨が記述されています。 （2）ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
63	9条、10条	市は市民参加や意見反映をどれほど担保しているか、これまでとどう進歩しているか不明確。市の役割が見えない。	本条例の制定を契機として、より一層の市民参加や意見反映が行えるよう、本条例中に位置付けるとともに、本条例第12条に規定する市民参加推進委員会において、その具体的な運用について検討してまいります。	無
64	11条	3「第11条 住民投票」（6頁） 住民投票は別に条例で具体的に定めていくことが述べられています。個々に条例を制定していく際には最低投票率（あるいは最低得票率）を	最低投票率についても、住民投票を実施する事案ごとに、その都度定めることが適切と考えます。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
64	1 1 条	必ず記載する旨を記したほうが良いと思います。		無
65	1 1 条	住民投票についても別に定めるとあるが、行政の裁量に任せられ、市民の判断・意思が反映されない無意味な条文である。	住民投票の実施の可否については、当該事案に関する条例制定に際し、市民から団体意思の決定を付託された議会において議論がなされるものであり、行政の裁量のみ任せられるものではありません。	無
66	1 1 条	(住民投票) 第 11 条について →現在でも住民投票はできないことはなく、その結果に法的拘束力がないのである。どのようにその結果を尊重するかについての条文が必要である。 →また、解説に「それぞれの事案に応じて、どのようなことについて住民投票を行い、どのような手続きを進めるか条例でそのつど定める」とあり、常設型の住民投票でない。 我孫子市市民投票条例のように常設型市民投票を目指すことも検討すべきである。 →住民投票にむけての情報提供もきちんと盛り込むべきである。(例 三郷市)	住民投票については、内容や対象に関し、事案ごとに必要な議論を行うものとして、その都度定めることが適切であると考えています。	無
67	1 1 条	5、第 1 1 条 ・ 市長のみが住民投票の権限を要している。市民主権であれば、市民が主体的に住民投票と実施し、その結果を市が遵守しなければ、市民主権は本末転倒であろう。	本条例第 1 1 条では、課題ごとに条例で定めるところにより住民投票を実施することができると規定しています。なお、条例の制定に関しては、議員発議のほか市民による直接請求が可能です。	無
68	1 2 条	第 3 「市民参加推進委員会」について この推進委員は誰になるのか？市政への市民参加にかかわる手続き方法について調査審議し答申するとあるが、それでは自由な市民参加が <u>出来ない</u> 。しかも審議していれば時期を逸するし、都合が悪い件はそこで破棄される危険性がある。市民の皆さんご意見をどうぞ・・・と言いながら、都合の悪いのは聞かないよ・・・という風になりかねない。 <u>そのような権限を推進委員会を持たない方がいい。</u>	市民参加推進委員会を設置する際には、役割、機能、効果等の面において、効率的で公正性のある組織となるように十分検討してまいります。	無
69	1 2 条	④第 1 2 条に関しては条文の中に⇒メンバーとして可能な人数を市民から公募する文言を入れた方が良い	No.68 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
69	1 2 条	(市民主役の裏付け)。		無
70	1 2 条	まして、市民参加推進委員会なる組織はどんな効果を持つのか不明だ。こうした組織は行政には至るところで見られるが、何の効果も見られない。ただ推進と名がついているだけ、その分、費用が持ち出され、無駄な組織の代表格、仕分けものの組織である。	No.68 をご参照ください。	無
71	1 2 条	(市民参加推進委員会) 第 12 条について →市民参加については、実行、推進するための方法論を検討、提案し、条例にきちんと盛り込むべきである。 市長に提言する第三者委員会を設置することは、市としての責任所在が明確でなく、隠れ蓑となる。今回の自治基本条例策定市民懇談会ばかり、半年間先送りにした挙句、その答申さえも無視をする現状では、市民参加推進委員会は必要ないばかりか、行政の透明化には有害である。	No.68 をご参照ください。	無
72	1 2 条	6、第 1 2 条 ・ 委員会は公募、無作為抽出型で行うこと。	委員の選出方法については、無作為抽出方法を含め、今後検討します。	無
73	1 3 条	地域コミュニティへの市民参加は問題だ。ここで示すものは、地域自治・市民福祉の名のもとに、地域住民に行政の下請けを課すだけ。真の狙いは、住民の役には立たないばかりか、住民に行政のしりぬぐいをさせ、市民福祉、社会保障は確実に後退する危険な条文である。	No.26 をご参照ください。	無
74	1 3 条	以下に市民主権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 地域コミュニティへの市民参加・市民福祉の増進～参加することができる →住民相互の理解と交流のため地域コミュニティに参加する権利を有する	No.59、No.60 をご参照ください。	無
75	1 3 条	(地域コミュニティへの市民参加) 第 13 条について →答申案を参考に、「すべての市民は地域コミュニティに参加する権利を有する。」とすべきである。	No.59、No.60 をご参照ください。	無
76	3 章 1 節	●No.11 行政運営の原則 (A) 行政評価制度の導入 (B) 企業会計制度	行政評価制度における住民満足度の導入、自治運営の第三者評価、企	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
76	3章1節	<p>の導入</p> <p>(1) 行政評価の導入 Popurism に陥らない形での行政評価 住民満足度の定期的評価制度を導入すべきである。</p> <p>(2) 併せて自治運営の第三者による監査 評価の導入</p> <p>(3) 財政運営情報の公開と積極的活用を図る。特に会計においては貸借対照表、損益計算書、複数年度帳簿を導入し財務の実態が分かるようにすべきである。透明性を確保し隠し立てのないオープンな実態を明らかにし、効率的 効果的な自治体経営を目指す。</p>	<p>業会計の導入等、個別具体の事項となりますので、本条例の条文に直接明記することは適切ではないと考えます。ご指摘の関係については、本条例第16条（財政運営）及び第17条（政策評価）の中で、読み取れるものと考えております。</p>	無
77	14条	<p>(3) 第3章は総合計画を行政運営の基本としている。計画は基本構想、基本計画、実施計画の3本柱で構成される。しかし、よく市民に示されていない。庁内の職員も知らない。これで本当に佐倉市は「持続可能で地域の形成に取り組む」体制が整っているといえるのだろうか。ここでも掛け声ばかりの実体のない条文が並んでいる。</p>	<p>総合計画の内容等については、現在策定中の第4次佐倉市総合計画基本構想及び同基本計画の中で明らかにしていきます。自治基本条例と同様に市民への周知については、今後とも適切に進めていきたいと考えておりますので、ご理解ください。</p>	無
78	14条	<p>以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する</p> <p>総合計画・まちづくりの目標～事業の内容 →まちづくりの目的とその事業内容</p>	<p>目的は、最終的に達成したい状態であり、目標は、目的達成のために、達成期限や達成水準を決めて手段を設定するものです。</p> <p>本条例第14条は、計画における原則であり、この場合は目標とするのが適切と考えます。</p>	無
79	14条	<p>7、第14条</p> <p>・特に結果の評価を公開し、市民参加の議論を踏んだ上で、新たな策定計画を進めることが重要。</p>	<p>総合計画の評価については、本条例第17条に規定する行政評価に基づいて、実施計画及び基本計画レベルでの評価を外部機関を交えて進めてまいります。また、この間住民満足度調査等を定期的実施し、市民意見の反映に努めてまいります。</p>	無
80	15条	<p>3 第15条第1項について</p> <p>後段の「必要な・・・行使するものとする」について、書き改めていただきたい。この条文そのものが必要なのか、若干疑問ですが、それはそれとしても「自治立法権」など専門用語が使用されており、この条文そのものが難解です。平易に改めていただきたい。私案としては、後段</p>	<p>地方分権時代にあつて、地域の特色ある政策を実現するためには、地域のニーズに即した条例制定権の活用（自治立法権）能力が、より一層行政に求められると考えられます。そのような意味で政策法務といわれる本条の規定は、今後の行政運営に欠かせないものとして規定しました。私案については貴重なご意見と</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
80	15条	部分を「必要な条例等を制定し、適切な運用を図るものとする」では如何でしょうか。	して承ります。	無
81	15条	4「第15条 法務運営」(8頁) 法令などを適正に解釈・運用していくことが書かれてあります。では、国や県と解釈・見解が衝突した時、佐倉市はどうするのでしょうか。住民投票を実施し佐倉市の解釈・見解を主張し続けるのでしょうか。それとも、国・県と対話の場を持って、意見の食い違いをなくしていくのでしょうか。	地方分権下における市政運営において、国や県と見解を異にする場合は、対等な立場で議論していくことも想定されます。 現行の地方自治法においても、その調整のための措置が規定されています。(参照：地方自治法第250条の13、第251条の3)	無
82	15条	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 法務運営・地域の課題解決し、「市民の福祉の向上と市民ニーズに応える」を入れる	ここでは「・・・必要な政策の立案に応じて・・・」の中にその考え方は反映されているものと考えております。	無
83	15条	3. 第15条について ○職員について「研修等の充実により資質向上・・・」とあるが、「専門知識の習得」、「能力向上」とすべき。 (資質とは天性ものでその向上ではなく、目指すのは努力による専門知識の習得、能力向上ではないか。)	ご意見を踏まえ、「職員の資質向上」を「職員の能力の向上」に修正致します。	有
84	15条	8、第15条 ・反省なくして、進歩なし。法務部門は、佐倉市の汚点として延々に続いている志津霊園問題の問題を洗い出し、好い加減な契約が問題の出発点の認識の元、再発防止の意気込みを条文に表して、市民に示すこと。	ご意見として承ります。	無
85	16条2項	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 財政運営2・市は職員定数の適正化、財政規模、財政構造に見合った総人件費の抑制に努め、最少の経費で最大の効果を上げ、もって自立した財政基盤の強化に努めなければならないと全面改訂する	ご意見の関係については、本条例第16条第1項の「・・・経費削減及び行財政改革・・・」の中で、取り組むものと位置づけています。	無
86	16条	中身は財政削減が主で納めた税金(多い、少ない)の使いみちが明らかでない。	少子高齢化の中で、今後長期にわたり経営資源の縮小が予測される中で、経費削減、行財政改革の取り組みについては、必要不可欠なものと考えています。 税金の用途については、本条例第16条第5項の中で規定しているとおおり、決算等財政に関する状況につ	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
86	16条		いて市民に分かりやすく公表してまいります。 また、本条例第17条に規定する政策評価に基づき適切な支出管理を行ってまいります。	無
87	16条	4 第16条第4項について 「市民からの意見を反映」とありますが、「市民からの意見・要望などを反映」とあらためていただきたい。『意見』のなかには、要望や請願・陳情なども入っているのですが、ここは素直に「要望」を入れた方が分かり易いと思います。	「意見」の用語に、「要望」等の意を含む意図ですのでご理解ください。	無
88	16条	⑤第16条の中に⇒市職員並びに議員の定数と報酬の適正について年度ごとに検証を行い見直しをする（主旨が理解できれば文言は任せます）を追加。	市職員の効率的な配置については本条例第18条第2項及び第20条に規定されており、その給与については給与条例主義に基づき、議会で審議されるものとなっております。 また、議員の定数及び報酬については、議会基本条例においてその運用が定められております。 なお、議員の報酬については、第三者機関である佐倉市報酬審議会の提言を踏まえ、議会で議論をしているところです。	無
89	16条	とくに、財政運営については「徹底した経費削減、行財政改革に取り組み、健全で持続可能な財政運営に努める」という。本気なのだろうか。美しい条文ほど実効性に乏しいといわれる。その典型だ。無駄な施策、組織の仕組み、事業のマンネリ執行、意識改革の徹底もない、資質向上はどこにあるか。市民無視の慥慥無礼な幹部たち、それを見習う職員。誰かが言う、市の行政運営は「無駄の総合デパートである」と。もっともな表現と思わざるを得ない実態である。 次の「市民負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化に留意し」とはとんでもない条文である。行政の無駄にはほっかぶり、そのうえ市民負担を強要する。そして、企画政策課の回答には「施行後ただちには暮らしや地域が激変するものではない」と胸を張る。ただちに激変したら大変である。条文	少子高齢化の進行などにより、今後長期にわたり経営資源の縮小が予測される中で、経費削減、行財政改革の取り組みについては、必要不可欠なものであると考えています。 市民負担の適正化と世代間の負担の公平化については、本条例第4条（まちづくりの基本理念）第3項により持続可能性のある地域の形成を達成するために、市の財政運営として規定したものです。その前提条件として、市が行政改革によって経費の削減をすることは言うまでもありません。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
89	16条	<p>で言っているのは市民自治を逆手に、市民負担と市民サービスの後退を強調し、行政はやりたい事業をやりやすいように仕組みを仕立てている条例となっている。議会は到底このような条例は採択しないだろう。上手に条文を表現しているが「衣の下に鎧が見える」典型的なもの。どんな神経を持っているのだろう。志津霊園では地下から魂が怒っているだろう。</p>		無
90	16条	<p>(財政運営) 第16条について (1) 市は、徹底した経費削減及び行財政改革に取り組むとともに、効率的かつ重点的に施策を展開することにより、健全で持続可能な財政運営に努めなければならない。 →答申どおり「市は、財政状況を総合的に把握し、適切な分析を行うことを通じて、明確な方針のもと、最小の経費で最大の市民福祉が実現される健全な財政運営を行う」とすべきである。</p> <p>(2) 市は、行政サービスを受ける市民の負担の適正化及び社会資本整備における世代間の負担の公平化に留意し、自立的な財政基盤の強化に努めなければならない。 →応益負担を前面に打ち出して、市民の負担増を条例に入れ込んでいることは、問題であり削除すべきである。</p>	<p>(1) ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。</p> <p>(2) 前文及び基本理念に位置付けられている「持続可能性のある地域の形成」を進めるためには、必要不可欠であると考えております。</p>	無
91	16条	<p>9、第16条 ・市はその財政状況を他市と比較して、常に上位都市を目指す目標設定を行い、その行動計画を明らかにする。</p>	<p>本条例第16条第3項において、財政計画の策定を規定しています。</p>	無
92	17条	<p>(政策評価) 第17条について →答申どおり「政策評価市民委員会設置」を盛り込むべきである。</p>	<p>行政評価における第三者機関については、既に設置されており、改めて位置付ける必要はないものと考えております。</p>	無
93	18条	<p>行政組織では、行政運営の意思決定過程が示されていないし、その手続きも方法が明確にされていない。これでは公正性、透明性の向上など確保されない。市民は蚊帳の外である。</p>	<p>意思決定に関する手続きは、市の内部規定で厳に定められており、その過程は公文書に明示されていますので、本条例第6条第3項に定めるとおり、情報公開条例に基づく公文書の開示が可能になっています。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
94	19条2項	5. 第19条2項「市長は、―――」とありますが、議会の協力はいいのでしょうか？ もし関係諸団体に含まれているとするならば、明記すべきと思われるのですが如何でしょうか。	危機管理においては、当然議会の理解及び関係諸団体との連携が前提となりますが、災害の予防や応急、復旧に際しては執行部の代表である市長の役割が大きいことから特にこれを明記したものです。	無
95	20条	6. 第20条「市は、―――」とありますが、この条文は市の人事権に関する条項と思われます。「市」の中には議会も含まれていると定義されており、議会にも市政の人事権を持たせると解釈できますが、それで良いのでしょうか？ 「市は、」でなく「市長は、」などに変更すべきではないでしょうか。	ここでは、議会の補助機関である議会事務局の職員も対象にしていますので、ご理解ください。	無
96	20条	10、第20条 ・職員の育成、特にノウハウの蓄積・活用につとめ、安易に天下り等で補完するような、誠に恥じる組織に陥ることは避けるべきである。	ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
97	21条	5 第21条について 「厳正な評価」という表現を「厳正かつ公正な評価」に改めていただきたい。「厳正な評価」だけでは、出資団体等に対して行政の所謂上から目線が暗に表現されていると感じられます。	ここは行政からの上から目線ではなく、税の使い道として、市民目線からの表記にすべきと考えます。そのような意味で、「厳正な評価」と致しました。	無
98	21条	出資団体などについては「必要な範囲」とあるがこれは削除し、効果の薄い団体は削減整理する。無用な出資団体が多く、財政の無駄になっている。特別会計も同様、あり方や設置目的を見直し、スクラップの対象で健全な財政に資すること。	出資団体及び補助金等交付団体については、支出金額のみならず、当該団体自体のあり方も含めた議論をしてまいります。	無
99	21条	(出資団体等) 第21条について →厳正な評価を行うための「市民が入った第三者機関を設置して評価すること」を盛り込むべきである。	現在も行政評価における第三者機関において、補助金の見直しなど点検していただいた実績もあり、これに代わる新たな機関の設置について現時点では考えておりません。	無
100	21条	11、第21条 ・最近、社会福祉協議会の株式投資、人権費等市民間で問題になっているように「必要な範囲で情報を集め」ではなく、強制権をもって、定期的に監査、結果を公開すべき。	「・・・厳正な評価を行う・・・」の一文に、ご意見の趣旨は含んでおります。	無
101	22条	5 「第22条 議会運営」(11頁) ・些細なことかと思われませんが、第4項に「積極的な情報公開を図らな	・貴重なご意見として承ります。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
101	22条	<p>ければならない」とありますが、「積極的に情報公開していく」のほうが読みやすいです。</p> <p>・「この条例に規定された理念と基本原則に基づき」という文言を加えてください。詳しくは「議員の責務」のところでも述べますが、この文言は重要です。</p>	<p>・ここでは、憲法や地方自治法に基づく議会の役割等を改めて規定するとともに、その具体的な内容について別に条例で定めることを規定したものですのでご理解ください。</p>	無
102	22条	<p>議会のチェック機能を果たすため「議会は政策の課題解決に向けた事業の計画立案・実施・評価の各段階において、多様な方法を用いて市民の意見を求め、市政に反映させなければならない」を加えること。</p>	<p>議会による行政への監視機能については、本条例第22条第3項に規定しており、かつ、市民の意見を把握することについては、本条例第34条（議員の責務）第1項で規定しています。</p>	無
103	22条	<p>12、第22条</p> <p>・抽象的な「市民が参加しやすいような議会運営・・・」ではなく、市民主権を基盤</p> <p>におけば、議員は議会で議論しているだけではなく、市民公開の場で、堂々相違する議論を戦わして、市民の判断材料を提供すること。</p> <p>・議会は何をやっているかわからない、議員は削減、必要ない等叫ばれる中での活動を知ってもらうためには、TV等の手段もあるが、日曜等の出前議会等金がかからず積極的に市民にPR事にはなる。</p> <p>・議員定数、報酬等は市民の代表者の自覚の基、無作為抽出型公募市民による委員会の答申を受けて決定すべき。</p>	<p>議会運営の具体的な手段や手続き等については、本条例の規定に基づき、議会で策定中の議会基本条例等の中で検討されていくものと考えております。</p>	無
104	3章3節	<p>第3節地域自治について</p> <p>→節の表題を「地域自治」ではなく、「地域コミュニティ」とすべきである。</p>	<p>地域コミュニティは、地域自治を担う重要な要素の一つと考えております。第3節では、広く地域自治について定めているものです。</p>	無
105	23条	<p>23条は地域自治に名を借りた、住民負担を押しつけ、行政の責任・責務を放棄している。</p>	<p>No.26をご参照ください。</p>	無
106	23条	<p>以下に市民主権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する</p> <p>地域自治に関する取り組み・～推進に努めるものとする →推進する権利を有する</p>	<p>ここでは、身近な地域での自治への取り組みについて規定しているものですので、権利についての記述はしておりませんのでご理解ください。</p>	無
107	23条	<p>(地域自治に関する取組) 第23条について</p> <p>市民は、自ら身近な地域の課題を解決するため、地域自治に関する取り</p>	<p>本条例は、豊かなまちづくりを進めるために、市民や行政、議会の三者についてそれぞれの役割を明らかにするものであり、いわゆる「行政</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
107	23条	組みの推進に努めるものとする。 →全文削除。情報公開、市民参加を進める施策を市が行うことこそが重要で、「市民は、自ら～地域自治に関する取り組みの推進に努めるものとする」などと条例で定めるべきものではない。	基本条例」ではありません。	無
108	24条1項	第24条一項について 地域コミュニティは、地域自治の充実及び市民福祉の増進のために活動するものとする。 →地域コミュニティは、自治の担い手であることを認識し、互いに協力しあう。	ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
109	24条	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 地域コミュニティ・市民福祉の増進のために →市民の多様な活動によるこころ豊かな地域社会づくりのために	住民福祉の増進は、地方自治法第2条第14項に規定する「自治体に期待される役割」です。ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
110	25条	3 第4章市民協働の推進について 一つの章であるのに、条文が1条だけというのはどうか。また、市民協働とは課題の解決のみでなく、事業の協力やまちの発展のために協力することもあるのではないかと。 そこで、次のようにしてはどうでしょうか。 ①第1項を第25条にして、 市民と市は、まちづくりの発展のため、相互に理解を深め、信頼関係の構築に努めるとともに、協働して公共的な課題等に取り組むものとする。 ②第2項を第26条にして、 市民と市は、前条の協働によるまちづくりを推進するため、必要な事項及び課題を共有するものとする。 ③第3項を第27条にして、 市民と市は、まちづくりに取り組むため、協働の推進について必要な事項を別に定めるものとする。	章立てについては、条文の要素を分野ごとにまとめており、条文数の程度（大小）については考慮しておりません。市民協働を単独の章としたのは、こうした分野としてのまとまりと、市民懇談会の答申の趣旨を踏まえたものです。 なお、本条例では基本原則のみを定めていますが、佐倉市では市民協働に関する条例が既に制定され、これを推進しております。	無
111	25条	第4章 市民協働の推進 第25条 →全文削除。市民と市との協働についてだが、協働条例の抜本的な見直しが必要である。大和市自治基本条例4条、5条を参考として、市民参加をきちんと条例に書き込むべきで	市民協働の推進に関する条例の中では、行政、地域等への市民参加について明確に規定しております。なお、市民協働については、市の重要な施策として引き続き推進してまいります。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
111	25条	ある。 参考例 大和市 第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。 第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。		無
112	27条	6 第27条について 「連携に努めなければならない」とありますが、これは「努めるものとする」という努力規定でもいいのではないのでしょうか。国外の都市との連携強化の必要性は理解できますが、地方自治体である佐倉市の条文で義務規定としてうたうのは時期尚早だと思います。	第5章全体の条文構成を勘案し、ご意見の通り修正致します	有
113	27条	第5章 広域連携の推進 (国際交流の推進等) 第27条について (1) 市民及び市は、公共的な課題の解決のために、国際交流を推進し、国外の地方公共団体等との連携に努めなければならない。 解説に「平和、人権、環境などの地球規模の取り組みに努めることを定めている」とあるが →条文に「国際的な連携協力を促進し、国際社会の一員として平和、人権、環境の課題解決のための必要な取り組みを行うものとする」としたほうがより具体的で分かりやすい。 →またなぜこの条文だけ「努めなければならない」という強制的な表現を行っているのか。ただ単に「オランダツアー」のような海外交流を頻繁に行うわけではないと解釈するが、第26条は「努めるものとする」という表現であるため、違和感がある。	ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。 なお、「努めなければならない」については、「努めるものとする」に修正いたします。	前段： 無 後段： 有
114	28条	13、第28条 ・市民主権の基、行政処分、指導等 公募市民の参加を得て行うこと。	佐倉市行政手続条例に基づき、適切な運用を行ってまいります。	無
115	29条	実効性の確保では、外部監査の導入をいうが、その前に内部監査すら十分でなく、監査指摘事項は無視する行政の現実を指摘したい。	監査指摘事項を無視するような事実はございません。なお、指摘事項に対する対処の内容は、「こうほう佐倉」などにより明らかにしています。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
116	29条	第29条の「外部監査法人」という用語は間違いです。存在しません。このままでは佐倉市市政の条例策定能力は低く、チェックもできない役所であると世間に笑いものになりますので正しい用語に直してください。	本条例第29条第1項については、「外部監査法人による監査の実施を求めることができる」の表記を、「外部監査（地方自治法第252条の27に規定する外部監査契約に基づく監査をいう。）を実施することができる」に修正致します。	有
117	30条	第5「オンブズパーソン」について オンブズパーソンは誰がなるのか？ 市職員及び市議会議員はいずれ普通の市民に戻る。普通の市民に戻った時にどのような佐倉市の自治基本条例が本当の市民の為になるか良く考えて条例を作ってほしい。 オンブズパーソンにしる、推進委員にしる、適正判断に欠ける人や、何も意見も考えも持たない人が委員なった場合、 <u>一般市民はその委員たちに苦言を提出でき、なおかつ交代要求も出せるように条例に明記しないとイケない。</u>	オンブズパーソンの対象や具体的な役割等詳細については、別途設置条例を定める際に規定します。 本市において、初めて導入する制度であり、制度設計に一定の時間が必要と考えておりますので、人選方法を含め別途定めることとします。	無
118	30条	2. 第30条（オンブズパーソン）を置かならば、オンブズパーソンに関しその権限・選任方法・資格等はこの30条の中に盛り込むべきである。 別に条例で定めるでは、市民に中身が見えず、検討のしようがない。	オンブズパーソンについては、本市において初めての取り組みであり、その権限や選任方法等、十分な議論が必要であることから、本条例では位置付け等必要最小限の規定に留め、本条例制定後、1年を超えない範囲で詳細な制度設計を行う旨、附則に規定致しました。	無
119	30条	④第30条に関しては条文の中に⇒メンバーとして可能な人数を市民から公募する文言を入れた方が良い（市民主役の裏付け）。	No.118 をご参照ください。	無
120	30条	次のオンブズパーソンについても、苦情の処理にこんな大それた制度は必要がないし、この程度のものは、現状の制度を使い解消することはたやすい。要は本当にやる気があるかの姿勢が問われている。	オンブズパーソンについては、単に苦情処理というだけではなく、開かれた市政を推進し、市民の皆さんの意向が市政運営に役立てることを目的としたものです。従って必要性は十分あるものと考えています。	無
121	30条	4. 第30条について ○「オンブズパーソン」は個人か（複数か）が明確でない。これまでオンブズマンという制度があったが、政治的に個人の極めて偏った意見も見受けられた。 こうしたことのないような制度とすべき。	No.118 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
122	30条	<p>14、第30条</p> <p>・オンブズパーソンの人選等は別に定めるではなく、基本は本条例に明示すべき。</p> <p>①公募、無作為抽選で選出。その際事前に人材バンク等で希望者等を登録しておく等の方法も考慮すべき。</p> <p>②選任、不選任の理由を公表すべき、恣意的人選を防ぐ。</p> <p>・オンブズパーソンの勧告は遵守しなければならない。不服の場合はその理由を公開し、市民の判断を仰ぐルールを決める。</p>	No.117をご参照ください。	無
123	31条	<p>7 第31条について</p> <p>この条文では、いきなり「競争入札」となっています。この条文の全体のトーンからすると、この条文は、やや違和感があります。タイトルの（競争入札）を（契約事務の執行）に変更した方が馴染むと思います。そして、「市長は、競争入札に際しては、」を「市長は、契約事務の執行の適正化に努め、競争入札等に際しては・・・」と変更してみたら如何でしょうか。</p>	「競争入札」は、公正性確保のための取組として取り上げるものであり、「契約事務」では、当節の趣旨が薄くなると考えます。	無
124	32条	<p>(1) 根本問題1</p> <p>この条例は、住民または市民と表される日本国の主権者に、「連帯意識を自覚し、責任ある市民参加の上で豊かなまちづくりと将来に貢献する」という責任規定を設け、その責任を果たすために「地域コミュニティに参加することができる」という務めの規定を、法律として定めるのであるから、主権者に対して、この法律の必要性と目的、ならびに各条文を検討・判断する時間を十分確保できる、制定過程がなければならない。</p> <p>この責務と言う法的表記は「第八章責任及び責務」の中に記されているが、なぜか、第23条には「市民の責任」と表され、この条文の中身は「貢献するものとする」という行為が規定されている。また、この行為すなわち務めの場として、第13条には「市民は、地域自治の充実と市民福祉に寄与するため地域コミュ</p>	<p>「責任」と「責務」については、一般的にはほぼ同意語として扱われていますが、市民懇談会や市民会議の中で、負託に基づく「権限」がない市民にも行政や議会と同様の「責務」があるのか、といった懸念の声が強かったことから「責任」という表記にしました。</p> <p>市民への周知に関しては、パブリックコメントの中で、ご意見に対する市としての考え方を明らかにする中で、説明責任を果たしていきたいと考えています。議会関係については、パブリックコメント終了後、必要な修正をした後、予定通り11月議会に上程する予定であります。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
124	3 2 条	<p>ニティに参加することができる」と規定されている。第23条には「市民の責任」と表されているが、全体の法構成から成り立つのは「市民の責務」であろう。</p> <p>以上のような、主権者に対する「責任」と「務め」を分離した表記で規定する内容の条例素案が、2010年11月2日、佐倉市広報により各主権者へ新聞折込を使用し配布された。これに対する、「責任」と「務め」を求められている主権者が修正意見、賛成、反対などの主張を、この条例案起草者に述べる期間は、2010年11月16日までである。この期間を経て、この「素案」がどのように修正されるのか、また、「修正案」に対する、修正意見、賛成、反対の意見を主権者が条例案起草者に提出できるのか、草案を読んだ主権者から出された提案が廃棄された理由と論拠を周知できるのか、など、さまざまな角度から、「自治」を成し遂げるといふ主旨に反する行為を前提に、条例案起草者組織が、この条例を佐倉市議会に制定提案を行なうことは、許される行為ではない。</p> <p>主権者に対する、独善による「責務条例の制定」と批判されてしかるべきである。従って、今回の手続きによる「佐倉市自治基本条例（案）」を2010年11月29日から開催される、佐倉市議会へ提案すべきではない。落ち着いて、主権者の草案討議に付す時間を確保し、その後、「案」を起草し、佐倉市議会へ提案すべきである。</p>		無
125	3 2 条	<p>8 第32条について</p> <p>ここでは、市民の責任について、うたわれていますが、この条例の何処にも「市税等の納税義務や負担という最低限の責任」がうたわれていません。</p> <p>第16条第2項に「行政サービスを受ける市民の負担の適正化」とありますが、これは所謂市債の返済に当たっての負担を述べたものであり、これからは市税等の納税義務は</p>	<p>市民の責任ある行動を明確に条例に規定すべきであるとの意見に対し、市民の義務を条例に規定することに対しては懸念する声も強く、慎重に検討しました。その結果、納税義務等については、法で定められており、認識も一般化しているとの判断から、本条例においては規定しないことと致しました。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
125	3 2 条	読みとることはできません。 第2項を設けてもいいと思いますが、是非、市民は市税や手数料等を負担する義務があることを述べていただきたいと思います。市税や国保料の徴収率が大きな課題でもありますので、ここに市民の負担をうたっていただきたいと思います。		無
126	3 2 条	6 「第3 2 条 市民の責任」(1 5 頁) 「責任ある市民参加の上で」は抽象的です。「積極的な市民参加の上で」や「主体的に市民参加し、豊かなまちづくりと将来世代に貢献していく」のほうが良いと思います。	ご指摘の「積極的な」や「主体的に」の意を含めて「責任ある」の語を用いておりますのでご理解ください。	無
127	3 2 条	⑥第3 2 条の末尾に、・・・将来世代に貢献すると記載されています。⇒苦情は云いませんが、この条文(市民の責任)だけに書かれているのは疑問です。市民の責任に記載するのなら、市長以下議員、職員全てにも同様な責任が有る事を明記すべきです。	市民から負託された市長及び議員は、「将来世代に貢献する」ことについて具体的な施策として立案し、及び意思決定をしていくことで、その役割を果たすこととなります。また、職員は市長の指示に基づき職務に当たることによりその役割を果たすこととなります。	無
128	3 2 条	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 市民の責任・市民社会における～責任ある市民参加 →市政への参加にあたっては、その発言及び行動に責任を持ち 将来世代に貢献する →将来世代にかけがえのない自然環境を引き継ぐ	ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。 なお、将来世代への貢献は、自然環境を引き継ぐものだけではないものと考えています。	無
129	3 2 条	第2 節 責任及び責務(市民の責任) 第32 条について →先にも述べたとおり、「市民の権利」が条文に謳われていないにもかかわらず、責任だけを押し付けられないように願いたい。	市民だけに責任を押し付けるのではなく、市民も含めたそれぞれの主体がそれぞれの責任及び責務を負うものと規定しております。	無
130	3 3 条	1 5、第3 3 条 ・市長は、市民に直接信託を受けたことを自覚し、少なくとも、1 回/年、地区毎に市民対話集会を開催する。市長が議会で説明するのは、議会承認を得る為の最低の行動であり、二元代表性の重みを十二分に自覚した行動をとるべし。	市長の市民との対話については、色々な機会を通じて現在も行われており、引き続き推進していく予定です。	無
131	3 3 条、 3 4 条	9 3 3 条、3 4 条について いずれも「市民の負託にこたえるべく」とありますが、これも文語体	No.20 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
131	33条、 34条	を平易な言葉に改めてください。		無
132	34条	7 「第34条 議員の責務」(16頁) ・「議員の責務」として「この条例に規定された理念と基本原則に基づき」という文言がないのはおかしいです。市民、市長、職員の三者には盛り込まれているのに、議員の責務にこの文言がないのは理解できません。	ご指摘の通り修正致します。	有
133	34条	7 「第34条 議員の責務」(16頁) ・第2項に「緊張関係の保持」という文言が出てきますが、市民として恥ずかしいので削除していただきたいです。立法サイドと行政サイドが互いに牽制しあうのは民主主義社会では当然の前提です。もし「緊張関係の保持」を規定すれば佐倉市は民主的に遅れている後進自治体だと思われてしまいます。あえて書くとすれば「議員は、市長その他の執行機関の説明責任を徹底して追求する」という文言ならば個人的に納得できます。	地方分権下において、ますます大きくなる地方議会の役割を踏まえて、確認的に規定したものですのでご理解ください。	無
134	34条	以下に市民主権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 議員の責務・市民全体の生活の向上 →市民全体の利益を代表し、市民福祉の向上	ご意見の趣旨は、素案の表記で読み取れるものと考えています。	無
135	34条	5. 第34条について ○議員については、高い倫理観を求めるよう明記すべきである。	現在、議会で策定中の議会基本条例に規定されております。 また、自治基本条例はまちづくりの基本的な仕組みや考え方を定めるものであり、他の個別条例の解釈指針と位置付けられますので、個別具体的なことは個別条例に委ねる形式となります。 なお、議会の政治倫理については議会基本条例のほか、別に条例を市議会において策定中です。	無
136	34条	16、第34条 ・議員は、市民に直接信託を受けたことを自覚し少なくとも、1回/年、地区毎に市民との意見交換会等行い、市政の説明を積極的に行う事。	No.103 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
137	35条	第4「職員の責務」について 市の職員は、自らが全体の奉仕者・・・では意味不明。 はっきりと市民全体の奉仕者であることを明記してほしい。	本条例第35条は、市の職員が市民全体の奉仕者であることを前提に、「～自らが全体の奉仕者であることを自覚し～」として、これを確認的に規定しています。	無
138	35条	以下に市民権、市民自治の視点で素案の問題点を指摘する 職員の責務・職務を遂行し の前に「公正かつ誠実に全力を挙げて」を入れる	ご意見の趣旨は、素案における「全体の奉仕者」の表記で読み取れるものと考えています。	無
139	36条	17、第36条 ・この条例が市民権、住民自治の原則のもとに成り立っているのであるから、この条例の運用状況等を評価するのは、無作為抽出型公募市民による佐倉市自治基本条例推進会議であることは当然である。 ・市政、即ち市長、議員、執行部門の活動・行動の結果は大部分は市民にかかってくることは明らかであり、その活動・行動の規範となる条例を市民主体で構築しなければ、絵空事の条文でしかありえない。	委員の選出方法については、無作為抽出方法も含め、検討します。	無
140	37条2項	⑦第37条の2に・・・市民の意見を聴くものとする⇒市民主役と云うのなら・・・市民の意見を聴き見直しの内容に反映すると記載すべき。	当然のことながら、参考にすべきご意見は見直しの内容に反映するものと考えます。	無
141	37条	②条例の見直しを入れたのは良いと思うが⇒4年以内は長過ぎる、施行から3年以内に見直し改訂を行う、なお見直し改訂の推進に於いては、市民の意見を十分に反映させる。	4年の期間は、市長及び議員の任期を基準としたものです。必要に応じた改正は、4年を待たずに適宜進めてまいります。	無
142	附則	8「附則」(17頁) 公布の日から1年を超えない期間中に規則で定める日から施行するのは第12条と第30条だけでなく、第36条もこれに該当するのではないのでしょうか。	ご指摘の通り、本条例第36条の規定についても、規則で定める日から施行するものとして、修正致します。	有
143	附則	③附則の項で第12条と30条の規定は(別途定める条例を指すと受止めている)は、条例交付の日から1年を超えない範囲内で規則を定め施行する⇒規定が左記の解釈なら、同じ様に重要な第6条と22条も加えるべきと思う。また、この規則は市民主役の主旨を活かした内容で制定すべきである。	本条例第6条に基づく情報公開条例は既に制定されており、情報提供についてはその運用で充実を図ってまいります。 また、本条例第22条に基づく議会基本条例は、現在自治基本条例と同様に議論いただいているところですのでご理解ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
144	その他 (策定過程)	○本条例制定のための、市民への周知徹底・宣伝活動が、足りないと考えます。パブリックコメントを募集する期間も短すぎます。	市民の皆様への周知につきましては、これまでホームページによる策定過程の公表をしながら、広報さくら（10月15日号）での掲載や、自治会経由でのチラシによる全戸回覧、そして今回の広報臨時特別号の発刊など順次行ってまいりました。今後とも自治基本条例について多くの市民の方にご理解いただけるよう周知に努めてまいります。	無
145	その他 (策定過程)	11月2日に発表された自治基本条例素案を見ました。 佐倉市が条例を作っていることは知っていましたが、こんなに早くマニュアル通りに作られるとは思いませんでした。佐倉市の特徴、本当の市民主権自治とは何か？をもう少し皆で考えて条例を作成したほうがいい。市民の役に立ってこそ条例です。	本条例については、様々な機会を通じて得られた市民の意見を踏まえながら作成された市民懇談会による答申の趣旨を踏まえて作成しています。市民のためになる条例となるよう、今後適切に運用してまいりたいと考えています。	無
146	その他 (策定過程)	（5）「自治の基本」すなわち「自治基本」を考察した時に、その基本が「徹底した経費削減と行政改革とその組織活動を主権者の責務として行なう」と言う事ではない。 自治基本条例というのであれば、現じあの自治行為を行っている佐倉市行政組織の運営と活動ならびに主権者がその自治行為の中で生活し様々な内容で取り組んでいる活動、財政危機と市民税の収入、有効的な税金の使用、富と教育の格差、雇用形態の格差、アジア諸国との軋轢と共生、農業衰退による食糧危機、豊かな暮らしと自然破壊、人口減少と青年生活、労働と結婚、人格の形成と犯罪の増加など、今日の社会問題の生成原因を考察し、税金を徴収し、徴収した税金を使用するに当たって、日本国憲法で決意した、主権在民、基本的人権の保障、民主主義、平和主義を基本とした、労働から生み出される福祉社会を、佐倉市で生活する主権者の中に、どのように作りあげていくのか、それらを実現するために佐倉市の行政統治行為に携わる者と主権者はどのような努力を積み重ねていくのか、を定めるものであろう。	本条例においては、豊かなまちづくりを進めていくという条例の目的を達成するために、市民や行政、議会の三者についてのそれぞれの役割を明らかにするものです。経費削減については、このうちの行政自身が目的達成のための前提として必要不可欠な要素として規定しています。 本条例については、様々な機会を通じて得られた市民の意見を踏まえながら作成された市民懇談会による答申の趣旨を踏まえて作成しています。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
146	その他 (策定過程)	<p>この起草者は、まちづくり条例を自治基本条例と表し、第2条で「他の条例・規則その他の規定の制定または廃止に当たっては、この条例の趣旨を最大限尊重し、整合性を図らなければならない」と制約規定を設けているが、あまりにも平面的に「自治基本」を定め、このような制約規定を設けて良いのであろうか。</p> <p>以上のような観点・法の世界・法の構造を、この「素案」から伺い取することは、極めてわずかである。市長の「マニフェストに自治基本条例を掲げてある」ので、任期内の制定に向けて事務を淡々と進めるのみ、と受け取れる法を、上記のような短期間で制定する事は、主権者の権利を著しく侵害するだけでなく、市長の名誉も傷つけるものと言えよう。</p>		無
147	その他 (策定過程)	1. 新聞を取っていないので知らなかった。申し込んで広報から郵送されることも知らなかった。	市民の皆様への周知につきましては、これまでホームページによる策定過程の公表をしながら、広報さくら(10月15日号)での掲載や、自治会経由でのチラシによる全戸回覧、そして今回の広報臨時特別号の発刊など順次行ってまいりました。今後とも自治基本条例について多くの市民の方にご理解いただけるよう周知に努めてまいります。	無
148	その他 (策定過程)	4. 市民への情報不足： 条例の必要性を見出せたとしても、一般市民への資料・情報の伝達・公開が不足しているため、せめて、今回の素案は、市民との議論の出発点にすべきである。	No.147 をご参照ください。	無
149	その他 (策定過程)	7. 懇談会委員などの選任が不透明： なお、市民懇談会委員、通信委員の選任についても不明な点が多い上、その扱いについても不透明性が目立つ。まず、懇談会委員の総数並びに公募委員二名というのは少なすぎる。公募委員、通信委員の公募期間中の応募が少なかったのか、延期までしたようであった。また選任された委員の住所、年齢、所属など公表されず、通信委員に至っては名前すら公表しない者もいる。何が不都合なのか、任務の公共性からいえば個	<p>通信委員を含め 29 名の委員が選任されており、これに市民会議（一般市民向け）での出席者数をあわせると、一定数の市民の方が本条例案の骨子作成に関わって頂いたこととなります。</p> <p>委員個人の連絡先等については、個人情報にあたるかと考えており、本人の承諾がなされた委員については、氏名の公表をしています。</p> <p>同市民懇談会における学識経験者の選任については、住民自治に関して関係の深い本市市民協働推進委員</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
149	その他 (策定過程)	<p>個人情報保護の対象ではないはずである。選任過程の可視化も、議論の民主化の第1歩と考える。さらに、懇談会では、学識経験者として、指導的役割を果たしている座長の委員は、佐倉市においても様々な審議会などの委員や要職を長年務め、さらには、千葉県下の各市のまちづくり・市民協働関係の審議会の委員などを務めている研究者である。行政との間で、どれほど客観性を保てるのか、非常に疑問に思った。審議会委員選任一般にも言えることだが、再任、重任、転任が多すぎると思う。行政にとって都合の良い人物の重用に他ならない気がする。公平で、新鮮な、卓越した委員を市民とともに発掘することを希望する。</p>	<p>会の委員長であり、また県内他市の委員に数多く携わっていることから、本市の自治基本条例の制定にあたっては、適任であると判断し委嘱しました。約半年間常に公平かつ客観的な立場で最大限ご尽力いただいたものと受け止めています。</p>	無
150	その他 (策定過程)	<p>3. 検討懇談会及び通信員制度についても、問題がある。懇談会の市民公募委員は2名しかおらず、その他の委員を含め全員で5名である。市の重要な審議会は、例えば総合計画、都市マスタープラン、産業振興条例は10名となっており、自治の基本を決めるに於いては最初から委員数が少なすぎる。その代わり通信員が20名強いると主張するかもしれないが、彼らの役割はとても不明瞭で、いてもいなくてもよいような扱いを受けていた。情報もリアルタイムに来ないというのに、意見もリアルタイムに言えない。このような通信員では自分の意見すら反映することはできないし、況や市民の声をやである。</p>	<p>通信委員の皆様におかれましては、市民懇談会における合同会議の出席や市民懇談会における意見など、多くの意見をいただいております。その結果は、議論整理表等における集約の上で、市民懇談会が作成した答申に反映されております。</p>	無
151	その他 (策定過程)	<p>1. 「佐倉市の憲法」づくりに相応しい手続きとなっているか。</p> <p>市長としては立場上、選挙公約を実現するという使命感と来年の選挙を考えて推進する立場で臨んでいることは分かります。しかし、本条例の本旨は、市長としての個人的な思いや公約云々にとどまらない性質の取り組みであるべきだと思います。憲法と地方自治法の本旨に関連し、はもはや直接に市民が市政に参画する場面になっていて、したがって条例の「文言」づくりに於いても客観</p>	<p>条例策定にあたっては、市民への情報提供、市民懇談会や市民会議の開催、意見投書箱などによる意見募集など市民参加の機会の確保に努めましたので、条例策定にあたっては民主的なプロセスを軽視したものではありません。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
151	その他 (策定過程)	<p>的・普遍的な立場から全市民の財産となり得るものです。同時にそれ以上に、手続き上の「民主主義」の徹底は本条例の「かなめ中の要」の課題となっています。</p> <p>懇談会の答申にも「条例策定の意義」や「策定に当たっての提言」の中で再三、「多様な市民と職員・議員が時間をかけて」議論を積み上げることを呼びかけています。条例策定の民主的なプロセスを軽視した条例は市民の財産となり得ず、せつかくの条例も存在意義そのものが問われるものにならざるを得ません。</p>		無
152	その他 (策定過程)	<p>3. 広報とパブリックコメントについて</p> <p>本条例の策定に当たって市は「こうほう佐倉」で4～5回掲載されたと思いますが、トップに扱ったのは多分10月15日付だけののではないのでしょうか。私は年金者組合として昨年の12月だったか市長と面談した際、もっと広報のトップに出した報道をすべきではないかと申し上げたことがあります。やっとなら1ページ目に載って2週間でパブリックコメントは締め切りだというやり方で果たして市民が対応できるのでしょうか。しかも「美辞麗句」な文章で綴られた「素案」を観て、「答申・提言」などの参考資料・判断材料もなく、まちの中で対話・討論する術を持たない一市民にとって、大切な「まちの憲法」づくりに相応しい取り組みといえるのでしょうか。ましてホームページを見てと言われても、どれだけの市民が参加できるのでしょうか。何しろ大変難しいテーマです。一般市民が厄介な「条例」づくりに関わるには相当な時間と理解が必要です。まして文章を書くことなど大変な仕事です。今進めているやり方でどれだけ参加できるのでしょうか理解に苦しみます。市民参加の「アリバイ・ポーズ」づくりでなく市民のペースでじっくりと時間と忍耐が必要ではないのでしょうか。</p>	<p>市民の皆様への周知につきましては、今回の広報臨時特別号の発刊以前にも、ホームページによる策定過程の公表をしながら、広報さくらでの掲載や、自治会経由でのチラシによる全戸回覧を行ってまいりました。</p> <p>市民の皆様との対話の機会は、市民会議や市民懇談会の拡大会議などを実施しております。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
153	その他 (策定過程)	<p><策定過程及び条例の位置づけ></p> <p>策定当初から「拙速なタイムテーブルで市民参加が不十分であり、見直すべきだ」と議会においても市民からもさらに自ら委嘱された懇談会委員からも通信員からも出されていた。つまり、関わった市民の大多数の「拙速な策定はやめるべき」という意見を葬り去り、市長の独断専行で作られたことに対して強く抗議する。</p> <p>市長マニフェストの実現のために市政は動くのではない。とんでもない勘違いと独善的な態度にこの事実を知った多くの市民は、声をあげ始めている。地方自治において住民は選挙を通して市長と議員に行政執行と議決権限を負託しているがそれは白紙委任ではない。</p> <p>地方分権一括法により、地方自治における「団体自治」の強化がなされているが、これからの人口減少時代にあって住民が自ら地域自治のありようを考え施策の決定、執行、評価などのあらゆる場面で参画していく「住民自治」の強化が求められている。</p> <p>自治基本条例は、「住民自治」の強化のために行政や議会への参加と統制の仕組みを約束するものである。だからこそ「まちの憲法」あるいは他の条例の上位に位置する「最高法規」と称される。条文の中に「最高規範性」の文言もしくは趣旨を入れ込んだことで最高規範だと称するのは、「私は一番偉いのだと規定したから皆それに従え」と宣言していることと同義である。</p> <p>もともと条例に上位下位という位置づけは存在しない。最高法規として位置づけるための担保は主権者である住民の同意が大前提と考える。現行法の手続き上は議会議決を持つての最終決定であるにしても実効性を担保するために住民投票の結果に従うことが必要だ。</p> <p>以上、策定過程及び条例の位置づけそのものに根本的な欠陥があるこ</p>	<p>市においては、平成15年度から、市民とともにつくるまちづくりについて検討を重ね、その結果平成18年度に「佐倉市市民協働の推進に関する条例」を制定致しました。市では、同条例に基づく市民協働型の自治運営を今日まで進めてまいりましたが、こうしたこれまでの取り組みの延長線上に「自治基本条例」があるものと受け止めております。したがって、自治基本条例が目指す住民自治の在り方等の検討については、既に一定の年月を経てきているものと考えております。</p> <p>マニフェストに掲げた施策を誠実に進めることは、市民との約束を果たすことであると受け止めております。策定過程において、各種市民参加の機会を確保するなどして、民主的なプロセスを踏まえながら進めてきており、独善的に進めてはおりません。</p> <p>本条例では条例間に優劣はないものとして最高規範性という言葉は直接用いておりません。</p> <p>従いまして、手続き上は、他の条例と同様、議会での議決であることを踏まえ、議会への上程にあたり、この半年間、市民意見の集約に努めてまいりました。</p> <p>住民投票に付すかどうかの判断は、その案件が直接市民生活に重大な影響を及ぼすもの等を想定しており、そのような意味で、本件については、住民投票を実施する予定はございません。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
153	その他 (策定過程)	とから、提案の条例素案は「差し戻し」し、改めて一から策定の出直しを行うべきである。		無
154	その他 (策定過程)	<p>1. 条例策定の過程</p> <p>本、佐倉市自治基本条例（素案）を策定するにあたり、市長と「佐倉市自治基本条例策定市民懇談会（以下懇談会と呼ぶ）」との間で委嘱契約を結び進めてこられました。</p> <p>法的な解釈によりますと、委嘱とは、当事者の一方（委任者＝ここでは、市長）が法律行為その他の事務処理を相手方（受任者＝ここでは、懇談会）に委託し、相手方がこれを承諾することにより成立する契約（民法643）で、民法上の原則は、報酬を伴わない無償かつ片務の諾成契約であります。これは、委任者が自ら為すべき事務でありながら、能力的、又は効率的な理由から、これを第三者に処理を依頼する性格が顕著であり、受任者の特殊な知識・技量・識見等が委任者より優れている関係にあることであります。従って、委任は受任者の高い能力に対する信頼関係を前提として成立するものであり、これを裏切らないために、受任者には委任事務の処理に当たって、通常人より重い善管注意義務（民法644条）が課せられています。</p> <p>そこで、この様な高度の信頼感関係の下で作成された「佐倉市自治基本条例」の答申書が短期間で書き換えられ、新たな内容の「佐倉市自治基本条例（素案）」が市民に配布されました。答申書が委任者（行政）の意図する内容でなかったために急遽書き換えを余儀なくされたと思います。が、僅かな時間で作成できる能力が行政側にあるならば、何故に、懇談会に委嘱することなく最初の時点から素案を市民に提示し、話し合う機会を設けなかったのですか。費やした膨大な時間と人件費を悔やんでも仕方ないのですが……。理由をお聞かせ下さい。</p>	<p>行政による素案を基にして検討することは、自治基本条例の持つ性質からすると望ましくない方法であります。そこで市としては条例策定に当たり、市民の広範な意見を反映させるための一つの枠組みとして、「佐倉市自治基本条例策定市民懇談会」を設置し、広範な市民意見の集約を図ったうえで、作成することと致しました。したがって、この間市民の皆様との議論に費やした時間等については、無駄ではなかったと受け止めております。</p>	無
155	その他 (策定期間)	○来年4月1日の施行予定は、急ぎ過ぎであり、施行予定は取り消す必	ご指摘の通り地方自治は、市民の皆様と試行錯誤しながらともに育て	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
155	その他 (策定期間)	<p>要があると考えます。</p> <p>《理由と提案》</p> <p>このような条例制定にあたっては、粘り強く私たち市民へ市長・行政、自らが話しかけてゆく、働きかけてゆく事が肝心であると考えます。</p> <p>例えば、駅頭や住宅地へ市の宣伝カーを走らせたり、にぎわう量販店の店先を借りた市長の公開演説、市民との討論などを行ったらいかがでしょうか。</p> <p>そういった一連の行動が佐倉市を今後発展させてゆくための市民の力を掘り起こす結果へとつながると考えるからです。</p> <p>『私も、市政に参加したんだ…動かす主体なんだ』そういった思いを、実感を、多くの市民が体験する事が必要だと考えます。</p> <p>《雑感》</p> <p>多くの市民が、仕事がない…長時間過密労働…低賃金…に悩みながら生活しています。そして、疲れ果てた心身は行政に何かを期待する気持さえ失くしているのが現実ではないのでしょうか？わずかに集まった市民の意見の年齢構成は佐倉市の未来を託すにふさわしい年齢構成になっているのでしょうか？</p> <p>制定を急いでは、市政に対する市民の信頼感はなくなると考えますが、いかがでしょうか？蕨市長は『誰がやっても同じ』と言われる政治家ではないと期待しています。</p>	<p>ていくもの受け止めております。</p> <p>本条例を制定し運用する中で、地域の自治を育てていきたいと考えております。なお、いただいた種々の啓発手法等（左記理由と提案）のご提案につきましては、ご意見として承ります。</p> <p>また、一部の規定についてはその具体的な内容について引き続き検討のうえ1年以内の施行を予定しております。</p>	無
156	その他 (策定期間)	<p>1. 自治基本条例策定市民懇談会答申を反映すべき。特にスケジュール、答申では2, 3年かけて立法すべきとある。しかし、素案では23年4月施行と記入している。</p>	<p>スケジュールにつきましては、これまで議会等で答弁してきた通り、マニフェストで掲げた市民の方とのお約束を果たすため、来年度からの条例施行を目指すべく佐倉市議会11月定例会に議案として上程する予定です。</p>	無
157	その他 (策定期間)	<p>私自身も、みなさんと同様で理解不足です。聞かれても説明できない状況です。「まちづくりの主体は市民であり、主体の責任及び責務を明らかにし」とありますが、主体である市民の私達がこのような状況です。まだ「素案」が広く行きわたっていま</p>	<p>地方自治は、市民の皆様と試行錯誤しながらともに育てていくもの受け止めております。本条例を制定し運用する中で、地域の自治を育てていきたいと考えております。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
157	その他 (策定期間)	せん。なのにこの「条例素案」に対する意見公募を、11月16日までとしている点。11月議会に議案として上程する点。について極めて短期間で拙速すぎます。余裕をもった説明の時間が必要です。従って、11月議会に議案として提出することに反対です。		無
158	その他 (策定期間)	3. 論議の期間が短い： 今回の素案は、半年間で13回の5人の市民懇談会(一部拡大懇談会)の論議、19人の通信委員の意見などを反映した中間報告、答申を踏まえているような体裁をとるが、議事録、資料の論点整理などを通覧しても、素案との乖離は著しい。たとえ、自治基本条例の必要性が見出だせたとしても、半年では議論の尽くしようもなく、市民への周知も、市民の意見集約においても、時間は絶対的に不足している。他の都市の制定過程を見てもその拙速さは否定できない。	基本的には答申の趣旨を踏まえる中で、市として現時点で対応できることとできないことを現実的かつ総合的に判断しながら、素案を作成しました。また、検討期間についてはその長さではなく、策定過程においてどのような情報提供、参加の機会を作ったかという密度が重要だと考えています。このため、市民懇談会や市民会議の開催、意見投書箱などによる意見募集などを実施し、市民意見の集約に努めました。	無
159	その他 (策定期間)	6. スケジュールがタイトで拙速すぎる： 11月16日にパブコメが締め切られ、その意見を踏まえ11月議会に条例案を提出するというスケジュール自体に無理がある。本基本条例を策定するにしても、急ぐ理由は何もない。もし、市長の選挙公約を云々し、形だけ急いで策定するのであれば、市長選対策の一環にさえ思える。事情により変更することは一向に構わないはずである。むしろその方が市民に対して誠実であろう。	No.158 をご参照ください。	無
160	その他 (策定期間)	2. 自治基本条例を早急に作る必要があるという市長・執行部の主張も普遍性がない。他の市が行っていることがすべて正しいとは言えないが、今後の市民生活に大きな影響を及ぼす可能性のある条例や政策については、流山市(実施済み)や千葉市(これから時間をかけて)の採用した方法が参考になる。即ち、自治基本条例のように重要な条例は、当然従来とは異なるアプローチをとり、できるだけ多くの市民を巻き込んで作り上げようとしている。こうしたアプ	No.158 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
160	その他 (策定期間)	ローチがいつも成功するとは限らないが、21世紀において新たな地域社会の形成方法としてとても参考になると考える。多くの市民の参加を目指すのであれば、時間がかかるのは当然だし、それだけの価値があると言える。だからこそ、これから自治基本条例を策定する千葉市は約4年の時間を設定している。		無
161	その他 (策定期間)	4. 市民の知恵を結集して後世に残る「条例づくり」へ 後世に残る立派な「佐倉の憲法」づくりを進めるために、なんとしても多彩な市民が参加して自分たちで作ったといえる「条例」づくりにしたいものです。そのために、今進めているスケジュールを思い切って仕切り直し12月議会での制定をやめるべきです。むしろ来年の市長選挙・市議会選挙は、まさに「最高の規範」を議論する絶好の機会だと思います。そして新しい体制の下で各種の市民組織・団体や地域の自治会など全市を上げて、さらに職員も議員も交えた集会や集まりを活用して、「佐倉の誇り」となるような普遍的な条例づくりを展開できることを切に切に願うものです。私たちも自らの問題として積極的に参画したいと考えています。 素案の文言についての意見はありますが、それ以前の手続き問題などの改善がクリアされることを切に願うものです。	No.156 をご参照ください。	無
162	その他 (策定期間)	1. 総論 「自治基本条例」とは、自治体の運営に関する基本的な事項を定めるもの、と切りだしているがなぜ今頃と首をかしげたくなる。そして求めるものとして、「もって市民の力が最大限に発揮される自立した市民社会を築いていくために」と結んでいる。この趣旨が基本であるなら、どうして市民参加、市民意見、市民の意志反映を最大限に生かさなかったのだろうか。理解できない。会社法人のみならず組織体なら構成員の主体、行政であるからこそ市民の理解なく	No.145、No.157 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
162	その他 (策定期間)	して市の運営などできるはずがない。拙速に事を運び、市民の存在を無視、行政の独走、独善で条例を作った。しかも、少ない討議で積み上げた市民意見がもの見事にかき消され、行政サイドの内容に書き換えられている。相当な仕掛けを手掛けた老獪な官僚のシナリオと演出で作られた作品・条例である。市民を主役と見せかけ、行政自身が主導する条例である。そして中身は、条例には程遠いものだ。自ら前文に謳っている佐倉市の特長はなにも見つけることはできない。行政が都合よく市民を操る条文ばかりが躍る。市民を主役として扱うどころか市民から気づかれることなく、いつの間にか縛り上げる手慣れた条例である。		無
163	その他 (策定期間)	12月議会には提案をしないでください。	No.155 をご参照ください。	無
164	その他 (策定期間)	11月2日広報で知りましたが、検討する時間が少ない。	No.157 をご参照ください。	無
165	その他 (策定期間)	こうほう佐倉11月2日付で佐倉市自治基本条例の素案が出されました。今議会に議案として上程される予定となっておりますが、より良いまちづくり、身近なものにするために、もっと時間をかけて検討すべきだと思います。 よって今議会での議案の上程はすべきでないと思います。	No.156、No.157 をご参照ください。	無
166	その他 (策定期間)	4. 検討懇談会の答申の提言が全て無視されていること。座長の関谷さんを含め5名の懇談会委員が限られた時間の中で、多くの矛盾を抱えながらまとめた答申案。本当に苦労されたと思う。仏づくりも難しいが、魂を入れることはもっと難しい。それに近づけるために5つの提言を行っている。しかし、市長・執行部はこの心からのお願いを完全に抹殺してしまっている。このような事が許されるのであろうか？市長・執行部が依頼しておきながら、彼らの提言を全て無視するというのは、行政の怠慢、それとも傲慢？私としては、市民の目線を大事にしている市長のわらびさんに、このようなひどい行動	基本的には答申の趣旨を踏まえる中で、市として現時点で対応できることとできないことを現実的かつ総合的に判断しながら、素案を作成しました。 なお、地方自治は、市民の皆様と試行錯誤しながらともに育てていくもの受け止めております。本条例を制定し運用する中で、地域の自治を育てていきたいと考えておりますので、佐倉市議会11月定例会への議案（条例案）上程については予定通り進めてまいります。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
166		をとって欲しくない。		無
167	その他 (策定期間)	以上、自治基本条例の制定に向け、半年以上の時間をかけてきましたが、残念ながらまだまだ佐倉市では市民も行政も自治基本条例が何たるか、必要性も制定する意義も理解されていないように思われます。また、実効性を伴わせるにはどうしたらよいか制定後の共通した課題と聞きます。価値のある自治基本条例とするために、次期総合計画に自治基本条例策定を盛り込み、市民、行政、議員がともに丁寧に作り上げていくことを提案します。	No.166 をご参照ください。	無
168	その他 (策定期間)	<p>●No.1 現行議会上程 Schedule、速すぎる（再度意見）</p> <p>□現行の素案の議会上程 Schedule は拙速過ぎる。理由：小生は以下のように考えます。</p> <p>（1）<u>市民皆が参加し、討議、検討する処にこそ一番意義がある</u>と思う。今後財政難下の市民参加の「<u>地域経営</u>」には①市民の知恵 Manpower 的協力が必要で、②また依然未醸成の地域 Community を団塊世代の定年、地域定着を待って、少子高齢化、財政通減、逼迫時代に合わせ、市民参加型、相互扶助型の Community づくりが求められ、それならば住民参加型の全員参加、討議型の地域結束型の Community づくりが必要になり、その基盤を自治基本条例づくりが築くものと思っている故。</p> <p>（2）特に市長個人の私利私欲型の拙速は戒めるべきである。①たまたま傍聴していた市議会で1市議の蕨氏立候補時の「マニフェスト」履行率の巧みな質問に対し市長の不用意な対応が、多分今回の原因のように思え、4月の選挙時のマニフェスト掲載項目の実施発表目的の不純な行動ならば、市民は付いて行けない。</p> <p>（3）先ず、当基本自治条例は、十分時間があり、2000年4月の「地域分権一括法」施行直後制定すべきであるのに対し、妥協しても、蕨市長就任後直ぐ行動を起こすべきなのに、暮れも押し詰まり慌ただしい中、</p>	No.158 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
168	その他 (策定期間)	<p>今更任期切れの直前に纏めるのは、上述の通り将に個人目的で、公けの市政運営の中で行うべきでは無い。</p> <p>(4) 事務局策定「素案」は、懇談会答申案と可なり異なり、それを11月2日～16日に一般の理解の伴わぬ市民に読んで、直ぐCommentsを云えとは土台無理である。先ずは一般市民を対象とするには、条例の必要性から説き、条例を逐一説明し、其処から進めるべきである。</p> <p>ある会合での日経の編集委員の発言で、女性向け対話記事づくりのため、可なり時事通の2女性に地方分権化のことを話をしたが、他のTPPやFAZに対して持ちえた知識は無かったと云われたと発言されたが、自治基本条例についても同のことが云えるのではないかと思う。</p> <p>(5) 自治体は機関委任事務と決別し、最早来ない中央省庁の指令を待つのでは無くして、自己計画、自己決定の地域経営の組織に変わることが必要で、2元代表制度内での首長側への住民関与として、条例策定と共に、この住民参加の自治経営制度確立が、今任期終了時に自治基本条例策定よりも遅ればせながら先ず先にすることではないだろうか。</p> <p>(6) 下記その2理由で、先ずは、此の素案を白紙撤回し、懇談会答申を基に、主権者たる市民が市役所と協働し、市役所と協議して決めて行くべきである。</p>		無
169	その他 (策定期間)	<p>自治基本条例の根幹は地域主権に基づく政治・行政のあり方とそれへの市民参加のあり方にあるといっても過言ではないでしょう。地方自治制度には、中央政府の権力を抑制する機能と住民が自治体の運営に参加し、地域の特色に応じたきめ細かい行政を行うという機能があるとされます。また、現在、政府が進めている地域主権法整備でも、地域主権改革の定義を“日本国憲法の理念の下に、住民に身近な行政は地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようにするとともに、地域住民が自ら</p>	No.158 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
169	その他 (策定期間)	<p>の判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようにするための改革”と明文化しています。</p> <p>「住民自治」は、地方公共団体の住民が自分達の意思と責任によって地域社会の問題処理するという地域社会の政治・行政に対する住民統制のあり方の問題でいままで中央集権の統制下にあった地域の課題を地方公共団体が自治することに伴う住民自治の充実・強化が必然的に要求されます。</p> <p>提示された「佐倉市自治基本条例(素案)」は”市民は市政に主体的に参加することができる”とだけありますが、条例としての効力に疑問を持ちます。</p> <p>住民自治の要件である市民参加の要諦がほとんど無視されているといわざるをえません。</p> <p>その他、情報共有、市民のための議会、地域コミュニティ、市民協働などについても、まだまだ議論の余地が多分にあります。</p> <p>これらをパブリックコメントだけで完全なものにすることはとても無理でしょう。</p> <p>そこで、今回は議会への上程は保留し、見直しをはかった上で佐倉市自治基本条例として胸を張れるものにした上で提案されるようにお願いします。</p> <p>たしか、懇談会市民会議でのやり取りの中にあつたと記憶しますが、12月議会の議案にすることの理由として、首長のマニフェストにあつたので、その実行をはかることがいわれていました。もしそうであるならなおさらのこと疑問を多く残したままの条例を提出すべでないと考えます。多くの市民といっしょになって佐倉市に最も相応しい自治基本条例策定の作業を効率的に進めていくことで市民は十分納得できると思います。そのためには市民の意見もとり入れたしっかりした企画をたてることが要件となることはいうまでもありません。</p>		無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
169	その他 (策定期間)	佐倉市とその住民にとって将来とも最重要条例である自治基本条例の策定作業は拙速であってはなりません。もちろん時間を長くかければよいということでは決してなく、機能的な良い企画にもとづいて人知を集め、努力の継続がなくてはなりません。 佐倉市の最高規範としてはずかしくない実効性の高い条例を期待してやみません。		無
170	その他 (策定期間)	素案を拝見しますと、各条文に解説がつけられており、一見わかりやすいのですが、具体性にかける部分があり、この条文が妥当なのかどうか、判断できずにおります。自治基本条例が自治体の憲法と言われるほど重要な物なのでしたら、この条例の制定によって何がどのように変わるのか、どのような影響が考えられるのか、法律や政治の専門家による解説をして頂き、問題点を洗い出す必要があります。海外では、こうした自治に関する条例の施行後に中央政府による監視が行き届かなくなり、市長や役人による職権乱用で自治体が経済的被害を受けたという例もあります。おそらく今度の議会で議論が行われるのですが、議員の方々に議論していただいた後、佐倉市議会公認案としてもう一度パブリックコメントを募集していただきたいです。重要な条例であるだけに、たった2週間の意見募集期間では不十分です。「現市長の公約実行率を上げるため(90%を95%に上げるため)」という、安易な発想での採択は厳に謹んで頂きたいようお願い申し上げます。	No.158 をご参照ください。	無
171	その他 (答申)	5. 検討懇談会の答申内容が、市の素案の中に殆ど反映されていないこと。これは上記4同様、信じられないことである。素案のような条例であるならば、果たして作る必要があるのだろうか？現存の条例でも市民の意見反映に立派な方法が書かれているが、市民の意見がうまく反映しないのはなぜなのか？この条例が出	No.166 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
171	その他 (答申)	来ても、形式だけ整え、実態は問わないという今までどおりに慣行で行くのが関の山ではないだろうか。		無
172	その他 (答申)	<p>1. 全般を通しての意見と感想</p> <p>自治基本条例策定市民懇談会座長からの答申内容と、自治基本条例素案を対比して見ました。</p> <p>答申内容は、通信委員からの意見並びに市民会議で出された意見（市民サイドの意見）と相通じる点が多く、答申内容を組み入れた自治基本条例素案を、大いに期待していたからです。</p> <p>ズバリ感想を申すと料理に例えれば、レシピの形式は整えていますが、このレシピを基に料理をしても、満足するご馳走が出来るとの期待感は、残念ながら湧きません。</p> <p>素案作成を担当した方の努力は認めますが、斯様な意見を申した市民の気持ちを、自治基本条例策定の事務局として携わった、貴部所の皆さんは承知されていると思いますので、ここでは、その理由については控えます。</p> <p>自治基本条例の制定は必要と考えますので、願わくは素案に対して市民から出た意見を真摯に受け止め、次世代に対しての責任も痛感して、市民並びに市が共通の意識をもち、実行に繋がる自治基本条例を仕上げる事を、再度ご期待しています。</p> <p>まちづくりは、多くの市民が参加をすることに、意義が有ります。</p> <p>これまで関心の無かった方も、自ら参加をしたくなる様な呼び掛けになる、自治基本条例を完成しないと、市並びに議会は市民からの期待に応えた事になりません。</p>	<p>基本的には答申の趣旨を踏まえる中で、市として現時点で対応できることとできないことを現実的かつ総合的に判断しながら、素案を作成しました。</p> <p>また、地方自治は、市民の皆様と試行錯誤しながらともに育てていくものであると受け止めておりますので、本条例を制定し運用する中で、地域の自治を育てていきたいと考えております。</p>	無
173	その他 (答申)	<p>2. 「検討懇談会・答申」と「素案」の関係について</p> <p>「懇談会・答申」と「条例素案」が同時に公表された情景をみると、——これがどのように調整・処理されたか知る由はありませんが——答申を待たずに事務局で素案が作られていた可能性を推測せざるを得ません。一般的に「答申」をどう評価す</p>	平成22年10月25日に市民懇談会から本条例の骨子について答申を受け、その答申の趣旨を踏まえて素案を作成し、11月2日付けで公表しました。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
173	その他 (答申)	るかは諮問者の主体的判断に委ねられていると思いますが、しかし「同時公表」というのは如何なものかと思ひます。国政の場面では「答申」などは事前に公表されて、いったん国民に知らされた後に法案が出てくるケースが多いと思ひます。本件の場合は時間的に見て、「懇談会」と「事務局」がしかるべき手続きを執ったとは考えられず「答申・提言」の反映が全然見られません。したがって、懇談会を設けた意味を読み取ることは出来ません。一応市民の声を聞いた“アリバイづくり・ポーズ”だったのかといわざるを得ません。		無
174	その他 (答申)	<p><懇談会からの提言及び答申案と関わり></p> <p>市長自ら委嘱した懇談会委員及び通信員そして、拡大市民会議において参加した市民有志が短時間の凝縮された会議であっても、真摯に討論しまとめた提言と答申案がまるで意に介さず策定された素案の内容である。</p> <p>提言1から5における内容を真摯に受けるのであれば、「今後1～2年は、市民、市長、行政職員、議員が条例の意味を学び、市の現状と課題解決に向けて必要とされる事柄を共有し、徹底した情報公開、開かれた議論を経て策定されるべき」と記されていることを実行すべきではないか。</p> <p>提言と答申を受けわずか4日足らずで省内で策定してしまった事実一つをとっても提言及び答申案を無視した実態といえる。</p> <p>このような形で策定された素案は、懇談会や通信員を委嘱し話し合った過程そのものを無意味なものとする。そこには公金が投入され、職員の人件費もかかっていた。結果として市長及び執行部の独断によって形式だけの市民参加を演じさせられた懇談会や市民会議に無駄な公金支出をしたことになる。</p>	No.153、No.166、No.172 をご参照ください。	無
175	その他 (答申)	答申案は、自治ということがどうということかと基本理念を述べ、市民	No.151、No.172 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
175	その他 (答申)	<p>が自治推進することを図る条例であるが、素案によればその役割をまちづくりという矮小化した役割に押し込められて、責任と責務を負わされ、さらに市政に関しては市民参加という客体、客人にされて、主権者、主権者としての地位から貶められている。</p> <p>佐倉市自治基本条例素案の「目的」に盛られた思想は、これまでの市民をないがしろにした市政の考え方そのものであり、到底容認できるものではない。</p> <p>個々の条例の多くの問題点を指摘することも可能だが、こうして「条例の目的」自体に市民自治の思想にまったく反する目的で作成された条例であることが明白であるために、そこまでの労力は必要ないと考えられる。</p> <p>少なくとももっと忠実に「佐倉市自治基本条例策定懇談会答申案」に沿った条例案を作り上げるべきであり、こうした偽りの条例素案を官僚の勝手気ままで作成すべきではないことを申しあげる。</p>		無
176	その他 (答申)	<p><条例策定の考え方における根本的な問題点></p> <p>担当課は章立てと項目のみを「答申」から取り出し、内容は180度転換し変節させた。</p> <p>「住民自治」の強化は、主権者としての住民の権利を行政あるいは議会運営において具体的に位置づけることが不可欠である。</p> <p>ところが素案には住民が「主権者」であるという規定はどこにも記されていない。</p> <p>代わりにあるのは「市民の責任」である。</p> <p>これでは、「住民自治」の「骨抜き」どころか逆に財政削減のために地域福祉を「市民協働」あるいは「地域コミュニティへの参加」という方策で「市民の責任」のもと自助努力で担わせようとする「住民自治」の剥奪である。</p> <p>第25条の書きぶりは「協働」の「強</p>	No.9、No.26、No.129をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
176	その他 (答申)	<p>要」である。「協働」に参加するかしないかは「市民の自由意志」である。「ものとする」という義務規定を行うことは、「主権者である市民」を「全体の奉仕者である行政あるいは行政職員」が「縛る」という逆転した状況を生み出すことになる。</p> <p>第3章第3節地域自治、第4章市民協働の推進、第5章広域連携の促進、第6章第2節第32条市民の責任、いずれも市民に対して「ものとする」「ねばならない」の規定は、条例の遵守義務を負うべきは行政と議会であるという方向を全く逆転させた書きぶりである。</p> <p>この条例の遵守義務つまり名宛人は、「市民」ではない「市長及び執行機関」そして「議会及び議会議員」である。</p> <p>考え方が根本的に逆転している。出直しをすべきである。</p>		無
177	その他 (答申)	<p>市民がまちの将来に関与するか否かで地域が良くなるかどうかが決まります。情報公開、情報共有、市民参加を推進することがこれからの地方自治体には必要不可欠だからこそ、自治基本条例は多くの自治体で制定されています。本来、自治の主体は市民であり、行政は市民ができない部分を代行しているにすぎません。</p> <p>だからこそ、制定の目的が市長マニフェストの100%達成を宣言するための自治基本条例であってはならないし、市民を縛るための条例であってはなりません。</p> <p>たった半年間の自治基本例策定市民懇談会での検討期間では、市民への周知も不十分であり、どれだけこの条例に関して理解されたか、また、市長をはじめ執行部、職員間でどれだけ自治基本条例についての基本的な考え方が議論されてきたのか疑問です。</p> <p>短期間とはいえ懇談会で話し合わせ、24名の通信委員、市民会議で出された意見をまとめた答申はどのように反映されたのか、条例素案からは片鱗もうかがえないことは大変問</p>	No.158、No.9をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
177	その他 (答申)	<p>題です。</p> <p>自治基本条例は「自治体の憲法である」と説明されますが、憲法は国民の基本的人権を保障し、国の権力の行使に枠を定める最高法規です。自治体の憲法もしかり、市民の権利を守り、行政の情報公開を進め、首長・議会が市民主体の行政を行うための枠を定める役割があるという事です。</p> <p>佐倉市の今回の自治基本条例素案について、1つ明確なことは、策定の目的が「市民自治」ではなく「市民協働によるまちづくり」であることです。条文に「市民の権利」が抜け落ちていることから推測できます。</p>		無
178	その他 (答申)	<p>●No. 5 基本条例の前に、懇談会討議答申活動を無視した、市民の信用を裏切った行為は恥ずべきで、協働で検討を再度遣り直すこと</p> <p>(1) 素案を拝見すると、先ずは懇談会での市民討議の結論は全く無視されており、懇談会討議は初めからPoseであり、討議、Public-comments、斟酌、組み入れの考えが無かったことが明白であること。</p> <p>特に素案を見ると始めから用意していた案を使い、市民が懸命になって討議したり提出したPublic-commentsは無視し、採り入れてない嘘が明確であり、かくも嘘を付き、当素案を提出する意図が分からない。市民に対する背信行為で、何を意図し、守ろうとしているのだろうか。</p> <p>(2) <u>即刻素案、議会上程を止め、答申案を基に、始めから市民協働で行うべきである。</u></p> <p>(3) 尚、議会案上程の成案を得るには、1年以上の時間を掛ける必要である。</p> <p>①「分権化」＝「地域主権化」の一つの意義は、後述するように「<u>住民の参画機会の拡大</u>」であり</p> <p>②地方自治の推進は「<u>民主主義の学校</u>」と言われ、時間の掛かるものであるが故。</p>	No.151、No.172 をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
178	その他 (答申)	③市民が理解し納得し、其処で原案をつくるべきで ④また各地で、市民説明会を行って（i）市民の理解、納得と（ii）意見を盛り込む必要があり、懸かる熟成活動が必要と考える。		無
179	その他 (条例全体)	2、見たけど難しくて読み切れない。話題の「議会基本条例」だと思っていた。	用語の説明については、できるだけ概要がわかるよう解説欄に説明を加えました。	無
180	その他 (条例全体)	3、目を通したけど、パブリックコメントとかオンブズパーソンとか聞きなれない言葉ができて、説明がなければ理解できない。	用語の説明については、できるだけ概要がわかるよう解説欄に説明を加えました。なおオンブズパーソンについての詳細は今後検討する旨を本条例第30条で規定しています。	無
181	その他 (条例全体)	(4) 条例を通じて、「努めなければならぬ」「・・・するものとする」「おこなうものとする」「・・・を行うことができる」などに表れているが、行政の裁量権を振りかざした、いわゆるお役所言葉にあふれており、実際はどのように運用されるか不明な条例だ。従って、ますます市民が理解できる条例にする必要がある。市民自治は市民・住民の意見を反映し、市民が理解するものでなければ、条例は「絵に描いた餅」である。市民の役には立たない、無意味な条例となる。	条文の具体的な内容は解説の中で説明させていただいております。 また、自治基本条例はまちづくりの基本的な仕組みや考え方を定めるものであり、他の個別条例の解釈指針として位置付けられますので、個別具体的なことは個別条例に委ねる形式となります。	無
182	その他 (条例全体)	用語（言葉）が難しく理解しがたい。	用語の説明については、できるだけ概要がわかるよう解説欄に説明を加えました。 また、運用していく中で、引き続きわかりやすい説明に努めてまいります。	無
183	その他 (条例全体)	「別に条例で定める」という文言が頻出するが、この素案がいかにか議論不十分で、合意形成も図られていない、不備不完全なまま拙速に作られたかの証左である。「別に作られる条例」も危惧され、期限ありきの策定は自治基本条例の精神である市民主権、市民自治とも矛盾している。市民を蔑ろにした条例策定は市民を幸せにしない。	No.181、No.158 をご参照ください。	無
184	その他 (条例全体)	6. 用語の使い方 条文のいたる所に「～ものとする」及び「～は、別に条例で定める」と云う文言が多く使われています。前	「～ものとする」の語は、原則的な規定を定めるものです。 なお、個別に定める条例については、解説をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
184	その他 (条例全体)	者は「～ねばならない」に修正し、後者では、別条に定める条文の趣意を解説欄に記述して下さい。		無
185	その他 (その他)	○コメントを募集してはいるが、もう施行日が決まっているというのは、真摯に市民意見に耳を傾けているとは思えず『ガッカリ』という気持ちになります。	パブリックコメントの期間については、条例で規定された期間を基に設定いたしました。施行日については、現時点での予定をお示しするものです。	無
186	その他 (その他)	5. パブリックコメントの公募期間が短い： 上記素案を初めて市民に周知したのが11月2日、その日を含めて2週間の募集期間はいかにも短い。ほんとうに市民の意見を聞く姿勢がないに等しい。これは都市計画案の縦覧期間と意見書提出期間が同時進行で期間が短いと同様である。	No.185 をご参照ください。	無
187	その他 (その他)	3. 言葉の統一 パブリックコメントと表現したり意見公募と表現したり一般市民は戸惑うばかり。	パブリックコメント等の呼称については、市民の方が誤解しないよう出来るだけ配慮致します。	無
188	その他 (その他)	1. 市からの案内に「パブリックコメント」として、市民の意見を募っていますが、このような制度がどこに規定されているのでしょうか？出来るだけ英語でなく、どの市民にも分かりやすい日本語でできないのでしょうか。	パブリックコメントは、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づく政策形成過程参加手続の一つの方法として実施されるものと、「佐倉市行政手続条例」に基づき規則等を定める際にその手続を適正に行うために実施されるもの2種類があります。 今回の自治基本条例に関するパブリックコメントについては、「佐倉市市民協働の推進に関する条例」に基づくものです。 日本語では、「意見公募手続」と表記されておりますが、これに比して「パブリックコメント」という呼称が一般化している現状から、実施に当たってはこれを使用しております。 なおこのことについては、市ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。(No. 187 をご参照ください。)	無
189	その他 (その他)	1. 条例策定の意味が見いだせず内容もない： 各条項の内容は、このままでは憲法・地方自治法における民主的な地方自治の確認と任意規定、努力規定	地方自治法においては、自治体の組織や運営といった団体自治に関する事項は詳細に規定されていますが、市民参加や情報公開といった今日の自治体運営の基本となる住民自	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
189	その他 (その他)	(・・・するものとする、・・・することができ、務めなければならない、などなど) であって、あらためて条例で定める意味が見出せない。さらに、基本的な条項における詳細、解釈運用は個別の条例策定に委ねているので、内容が空疎になり、条文は口当たりのいい美辞麗句を並べた、「無用の長物」感を否めない。憲法・地方自治法を基本に、現在の条例を活用すれば十分な内容も多く、時間とエネルギー、お金をかけて策定するに及ばない。	治に関する規定は薄いのが現状です。このため、住民自治の最前線である市町村において、その仕組みを自治基本条例の中で整理することは、確認規定であっても意味のあることと考えております。 自治基本条例に確定した定義はありませんが、通例ではまちづくりの基本的な仕組みや考え方を定めるものです。他の個別条例の解釈指針と位置付けられ、個別具体的なことは個別条例に委ねる形式となります。	無
190	その他 (その他)	2. 自治基本条例の先進自治体における実質的役割の検証がない： 他の自治体での基本条例策定事情を配慮する意向が顕著だが、その「先進」といわれる自治体で、現実的に自治基本条例が、実質的にどのように機能しているかをも検証する必要がある。	他市の自治基本条例が実質的に機能しているかどうかについては、各自治体の置かれている環境の違いや制定後の期間がまだ短いことなどから、これを現時点で検証することは難しいものと受け止めております。本市においては、自治基本条例制定を契機に、各委員会等（本条例第12条及び36条参照）を設置し、自治基本条例の実質化を進めてまいりたいと考えています。	無
191	その他 (その他)	1. 市長のマニフェストに掲げてあると市長・執行部は主張するが、それならばなぜ当選した時から取組まなかったのか？マニフェストの重要な一部であれば、どの候補者も当選してすぐに取り掛かるのが当たり前で、今年になってから僅か半年で、議論を終了させるというのは、マニフェストの趣旨に反している。それ故、市長が再選されてからすぐにこの問題を、答申の提言に沿って着手すべきである。	条例制定に向け、まず市内プロジェクトとして「佐倉市自治基本条例策定研究会」を昨年度設置し、市内部での研究を進めました。その後、佐倉市自治基本条例市民懇談会を今年度当初設置し、条例の骨子についてご議論いただいたところです。 こうした策定経過を踏まえ、市長がマニフェストで市民とお約束をした自治基本条例の制定のために佐倉市議会 11 月定例会に議案として上程することとしました。	無
192	その他 (その他)	2. 11月から23年4月までの詳細スケジュールを全市民に公表すべき。なし崩しに実行すべきではない。	その後の予定については、議会の議論及び議決結果をもって設定してまいりますので、適宜広報やホームページ等でお知らせしてまいります。	無
193	その他 (その他)	3. 今後の要望 議会へ上程する前に、市民からの意見を受け止めて、自治基本条例素案の見直しをした結果を、佐倉市のHP並びに「こうほう佐倉」等に掲載して頂きたい。 議会では、どんな内容の自治基本	パブリックコメントの募集の内容と見直しの結果につきましては、佐倉市議会 11 月定例会開会日（11 月 29 日）に速やかに公表させていただきますのでご理解ください。 議案の上程後は佐倉市議会において、条例制定について審議いただく	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
193	その他 (その他)	条例案で審議が行われるのか、情報提供の重要性を行政として認識するならば、条例制定前で有っても市としての誠意を見せるべきですね。議会で可決され施行される状況に至った時には、別に条例で定めるとした規定について情報（スケジュール等）を、速やかに市民へ公開して頂きたい。以上よろしくお願ひします。	ことになります。 議会可決後のスケジュール等については、適宜広報やホームページ等でお知らせしてまいります。	無
194	その他 (その他)	憲法を条例でどう適用するか明らかでない。	条例は、日本国憲法に基づき法律の範囲内で自治体が定めることとされております。 (参照：日本国憲法第94条)	無
195	その他 (その他)	2. 同じく案内に「自治基本条例の制定で何が変わりますか？」で「町内の皆さんでごみ拾いをしたり、――」とありますが、条例の何処からこのような説明が出来るのですか？ 現在でも、自主的にごみ拾いは行われていますが条例の制定で変更があるのでしょうか。	自治基本条例は、自治についての基本的な考え方を示すもので、他の具体的な施策及び活動を規定する条例等が、自治基本条例の考え方に基づき運用されることとなります。 したがって本条例に直接ごみの減量化についての規定はありませんが、例えば本条例第13条で規定する地域コミュニティ（自治会活動等）への参加を通じて、あるいは本条例第25条で委任する具体の実施条例（例：市民協働の推進に関する条例）に基づいてごみの減量化に向けた実践活動を進めていくという考え方を示すものです。これにより自主的な取り組みに特段の変更があるわけではありません。	無
196	その他 (その他)	7. 前文にもある通り、佐倉市も「人口減少・少子高齢化社会」となり、困難な状況を迎えつつあると思ひます。条例を制定するに当って、この緊急な問題にどのような指針・方策で市民と共に取り組んでいくのか条例で示して頂きたいと思ひます。	少子高齢化社会の到来など予測される将来の課題解決に当たっては、本条例の前文や第4条3項で規定している通り、持続可能な地域及び持続可能性のある地域の形成に取り組むこととし、具体的な取り組みに当たっては、本条例第14条で規定する総合計画の中で種々の対策を位置づけ実施していくこととなります。	無
197	その他 (その他)	自治基本条例は「まちの憲法」と言われるが、日本国憲法にある主権在民すなわち佐倉市の主権者は市民であるとの宣言が無い。地方分権改革の目指すところの市民自治の推進という文言も無い。 関谷座長の講演には「自治基本条例は、自治体政治・行政の主権者としての市民の権利を明記し、条例策	No.166をご参照ください。	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
197	その他 (その他)	<p>定や政策形成への市民参加を基軸としながら、政治・行政活動が適切に営まれることを規定するもの。」とある。すなわち、市民参加とは政策立案、形成、決定の各過程において市民の参画保障がなければならないが、その様な定義も制度保障も無い。</p> <p>他市の条文を一部分借用し、さらにその文節を行政に都合よく書き替えられている。</p> <p>市民の権利は責任や義務に置き換えられ、行政の責務は努力義務や権利にすり替えられ、偽装と欺瞞の内容である。本来の地方分権の目的である、住民に最も身近な地方自治体が効率よく合理的に住民の納めた税金を使い、市民福祉の向上や行政サービスの質の向上に努めるということと、全く逆行した内容である。</p> <p>この条例素案が公布されれば佐倉市民は他市からの笑いものであり、このような内容の条例素案が、蕨市長が市民に約束したものならば、蕨市長の見識が問われ無知をさらけ出すことになる。また、そのような素案を策定する職員の職業倫理意識も問われる。</p> <p>このような条例案が制定されれば、佐倉市の歴史の汚点となって残る。</p>		無
198	その他 (その他)	<p>その他にも中途半端な条例のため、多くの指摘すべき部分が見受けられます。ひとつひとつ指摘していくと面倒なのでつくり直しを要望します。どのようにつくり直せばいいのかは「市民案」をお送りいたしますので、参考にしてください。議会にも同じものを出しました。ご検討よろしくお願いします。(別添PDF)</p>	No.166 をご参照ください。	無
199	その他 (その他)	<p>4. 佐倉市の独自性？</p> <p>全国的に知れた不名誉な不祥事を誰ひとり責任取ることなく幕引きされようとしています。この損害の100%は市民が被りこととなります。この様な類似の事件の再発を確実に防止できる条文はどこに謳われているのですか。</p>	<p>本条例においては、豊かなまちづくりを進めていくという条例の目的を達成するために、市民や行政、議会の三者についてのそれぞれの役割を明らかにするものです。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
200	その他 (その他)	<p>5. 健全な財政運営？</p> <p>印旛沼ならぬ汚染沼の回復、多額の市債、法的耐用年数を迎える公共施設・設備の改修、労働人口減少に伴う財源不足、市民の活力と信頼回復、等々劣悪な財政環境や行政への不信感を抱える佐倉市の市政を確実に改善できる条文はどこに謳われているのですか。</p>	<p>財政運営については、本条例第16条に規定しております。</p>	無
201	その他 (その他)	<p>●No.6 夕張化回避のための健全な</p> <p>①二元代表制と、②それぞれへの住民参加、③住民投票、④苦情処理制度、⑤議会における(A)Ombudsman制度、⑥自治体に於る(B)司法監査長官制度を、基本条例に設けるべきこと。 (共に Sweden 型)</p> <p>(1) 主権在民下の住民参加の二元代表制の再確認と当機能の確保、機能化の記載化</p> <p>地方自治は憲法上、首長と議会の二元代表制を取っている。共に住民の直接選挙で選ばれた首長と議会が、それぞれ民意を代表し議会議場で議論し、物事を決め地域経営を行っていく制度だが、民意を反映せず独断処理する処に問題があり、夕張例がその典型だが、何処の自治体でもその可能性は多分にある。</p> <p>(2) それぞれ行政、議会が二元代表制の役割を理解し、機能を発揮していない処に問題があり、今回の議会上程が民意に背いて拙速決定すると言う処が将にこの問題がある。</p> <p>(3) 上記2案で言及しているように、特に少子高齢化の「人口動態」上の減益納税層の人数の激減、年金高齢層の激増の Unbalance に特に福祉予算の構造的矛盾があり、我が国の日本型福祉国家の構築の必要性がある。地域毎に地域 Community の力を活かした全国画一的でない肌目の細かい対応が求められている。</p> <p>(4) 住民を忘れた自治体のための、特に首長のための行政でなく住民にとって満足度の高い自治体にすることが実現していない。其処でこの間接民主制を補う「住民投票」の住民の政治参加機会を増やす工夫が必要</p>	<p>健全な二元代表制とそれぞれへの住民参加は、本条例の目的とするところです。住民投票と苦情処理制度もその目的のために設計されております。なお、ご指摘の議会におけるオンブズマン制度、自治体における司法監査長官制度は、現行の法律下においては、設計が困難であると考えます。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
201	その他 (その他)	<p>で、これに伴う</p> <p>(5) また住民に代わって行政の細部に迄目を光らす①議会に於ける (A) Ombudsman 制度、②自治体に於ける (B) 司法監査長官制度を基本条例に設けるべきこと。(共に Sweden 型)</p> <p>(6) 趣旨は若干異なるが前掲増田氏は上記著書で以下のように述べている。</p> <p>①地方分権の推進には行政権だけでなく「立法権」の分権も考えねばならない。</p> <p>②片山大臣は分権改革の基本は住民にとって満足度の高い自治体にすることであり、その満足度の低さは「自治体自体に機能不全があり、それは首長がずれており議会が機能して居ないことである」と発言されて居られる。また「議会を通じての間接民主主義を補完する直接民主制として「住民投票」等の住民の政治参画機会を増やすことである。」と。</p>		無
202	その他 (その他)	<p>●No.7 (i) 自治体、議会への住民参加化と、(ii) 税率を議論する仕組みを創ること、(iii) 徹底して情報公開制度の確立</p> <p>(1) 欧米のように地方自治の本質としての税負担を決める仕組みを導入すべきである。自治体の重要業務として記載すべきである。自治体は先ず税率を決めることが出来ることを明記すべきであり、それも税率と自治体業務の量と質によりセットで決めること、その Balance の中で地域経営を行っていくことをめいべきである。(名古屋市長 河村氏の活動は順序が逆になっているが考えは正しく、逆に議会は税率と仕事の質と量を論じない、議会の本質を忘れた形になって仕舞っている。</p> <p>(2) 懸かる本項を導入すれば住民の自治参加も積極性を帯び、具体的な住民参加活動が実現されると思う。</p> <p>(3) そして徹底した情報公開制度の確立が求められる。</p>	<p>議会における税率の議論は、現行の法律下において適正かつ公正になされるものと考えます。</p> <p>情報公開は、情報公開条例に基づいて適正に運用してまいります。</p>	無

No.	項目名	提出された意見の内容	意見に対する考え方	案修正の有無
203	その他 (その他)	<p>●No.8 住民リコール制の制度的規定</p> <p>(1) 首長や議会の本来活動を促進するため、彼らに緊張感をもち、真剣さを取り戻すため国政と異なる「リコール制」の条例内記載を行うべきである。(現行制度はハードルが高く有効数の切下げを行うべき)</p> <p>(2) リコールの他、条例の制定や改廃請求も定め記載すべき。口だけの公約 スローガン「住民が主役」に対して、このリコール(解職)が意味するところが、真の主役は住民であり自治の凡らゆる面で住民参加の機会が保障されているこの重要な規定を自治基本条例に明文化記載すべきである。</p>	<p>ご指摘の住民リコール制等は現行の法律下において設計が困難であると考えます。</p>	無
204	その他 (その他)	<p>●No.10 市民参加の原則 (A)市民投票制度 (B)住民満足度の把握</p> <p>(1) 小規模自治体故に多くの住民の声を活かした、主要案件での直接民主主義＝住民投票制度導入を図るべきと思っている。勿論事務的に手間と経費の掛からぬ制度を考案すべき。</p> <p>(2) 記載項目的には第4章行政運用の原則になるかも知れないが、Popurismにならない形での主要案件に対する住民評価を定期的に聴取し行政の独断専行を防止する制度を設けること。</p> <p>(3) 第4章 同様に 住民の幸福度 行政運用の満足度や総合評価も定期的実施する。</p>	<p>住民投票制度は、本条例第11条に規定があります。</p> <p>また、市では毎年、市民意識調査を実施しているほか、総合計画・基本計画の策定にあわせて5年に1度、市民満足度調査を実施することで、住民満足度を把握しております。</p>	無